

平成27年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成27年12月8日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山	口	栄	治
書 記	小	林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山	口	文	夫
副 町 長	山	口	誠	実
教 育 長	古	賀	信	雄
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課 長	大	川	豊	文
地域政策課 長	野	上	英	了
税 務 課 長	中	尾		剛
健康推進課 長	成	富	浩	樹
会 計 課 長	三	岳		昭
住民福祉課 長	山	中	美	由紀
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	太	田	啓	寛
建 設 課 長	照	本	茂	法
ダム対策室 長	福	田	多	肥
水 道 課 長	廣	田	洋	一
教 育 次 長	吉	永	文	典
行 政 係 長	荒	木	俊	行

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成27年12月川棚町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小谷龍一郎議員及び高以良壽人議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から12月18日までの11日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの11日間と決定いたしました。

なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

(1 0 : 0 1)

議 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る、11月11日に県選出国會議員への陳情を衆議院議員第2議員会館会議室で行っております。本町の分として、国道205号佐世保から東彼杵町、東彼杵道路の計画段階評価への早期着手について要望いたしております。

その後、第59回町村議会議長全国大会が、「地方創生の実現を目指して」と題して開催されました。主な内容は、地方創生の実現をめざし、一致結束して果敢に行動していく旨の宣言文の採択と、17項目の決議、そして特別決議として、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する件、地方創生に関する件、町村税財源の充実強化に関する件等と、要望及び各地区の要望を確認、決定をいたしております。

次に、11月19日に県庁において、中村知事に対し、町村議会議長会、離島振興市町村議会議長会で、平成28年度県政に対する要望を行いました。本町に関するものは、国道205号佐世保東彼杵道路の計画段階評価への早期着手について要望し、併せて基幹農道川棚西部地区の早期完成を目指した予算の確保について、そして、大村湾栽培漁業、ナマコ養殖対策の推進についての3項目を要望いたしております。

次に、去る11月25日、東彼杵道路建設促進期成会の役員、市長、町長、各議長で長崎河川国道事務所（長崎市）と、九州地方整備局長（福岡市）で出向き、平成27年度国土交通省関係への要望活動を行っております。主な内容は、東彼杵道路の計画段階評価に早期着手すること、次に、一般国道205号に係わる交通安全対策事業、防災対策事業、道路施設整備の促進を図ること。次に、地方道路整備促進に必要な財源を確保することを要望いたしております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した議長諸報告が9月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員からの例月現金出納検査の結果に関する報告書と、各種議員研修会からの議員派遣結果報告書がそれぞれ提出されておりますので、ご一読お願いいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

（10：05）

議 長 次に、日程第4、行政報告を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、平成27年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

その前に、初手議長の総務大臣表彰についてお祝いを申し上げたいと存じます。初手議長におかれましては、町議会議長として12年の長きにわたり、地方自治の発展に功績があったとして、去る、10月5日付で総務大臣表彰をお受けになられたところであり、心からお祝いを申し上げます。

初手議長は、平成3年の初当選以来、連続7期当選され、平成15年から

は、3期12年間という長きにわたり川棚町議会議長として町政の発展のために多大なご貢献をいただいていたところでもあります。今後とも、さらなる町勢発展のため、なお一層活躍されますことをご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。

行政報告の第一点目ではありますが、コバレントマテリアル長崎株式会社の社名変更についてであります。コバレントマテリアル長崎株式会社は、10月1日にクアーズテック長崎株式会社に社名を変更し、新たな第一歩を踏み出されたところでもあります。クアーズテック社は、1910年、アメリカコロラド州で創業、以来、エネルギー、輸送、情報技術、医療、O. A分野に卓越したソリューションを提供してきたエンジニアリングセラミックメーカーで、コバレントマテリアルとの統合によって、4大陸14カ国に53の製造拠点と6千人以上の社員を備える規模となっております。

今後は、コバレントマテリアルの半導体市場における競争力を加えて、日本を始めアジア市場においても事業拡大を展開されるとのことであり、今後の発展を大いに期待をしているところでございます。

次に、長崎川棚医療センターの新病院建て替え工事についてでございます。長崎川棚医療センターは、平成29年4月に新病院のオープンに向けて第1期工事を11月から取り掛かれております。第1期工事では、6階建ての病棟と屋上ヘリポート、エネルギー棟が建設されるとのことであります。

第1期工事の建設後、平成29年4月から第2期工事が予定されており、最終の完成が平成31年3月の予定のようであります。第2期工事では、3階建ての外来管理棟が建設されると聞いておりますが、病院機能の充実、周囲環境に配慮された新しい病院が完成することを期待しているところでございます。

次に、川棚片島竹灯籠まつりの開催についてであります。先月28日に、片島公園におきまして、町おこしグループでありますかわたな桜援隊が主催となり、戦後70年の節目に、改めて平和について後世につなげていくことを目的として、長崎国際大学の学生や、地域の皆様など、多くのボランティアの方々により、川棚片島竹灯籠まつりが開催されたところでもあります。私も、初手議長と一緒にスタッフの一員として参加をいたしました。このま

つりでは、夕刻 2 千本の竹灯籠に点灯されると、幻想的な雰囲気の中、戦争遺構が浮かび上がり、来場者からの感極まる声が聞かれたところでありま
す。当日の来場者は、主催者によりますと、家族連れなどで町内外から千人
以上が訪れ、賑わいを見せたとのことで、地域の皆さんや多くのボランティ
アが一体となって行われた、大変有意義なイベントではなかったかと、この
ように思っております。かわたな桜援隊と地域の皆様には、まつりを開催す
るにあたりまして、遊歩道など、園内の整備にも大変ご苦労いただき、心か
ら感謝いたしているところでございます。

今回のイベントは、テレビや新聞などのマスコミに大きく取り上げられま
したので、世界の恒久平和への願いが全国に発信できたのではないかと思
います。これから、竹灯籠祭りが地域に定着したイベントとなることを期待
いたしております。

以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例議会での行政からの提出議案であります。平成 27 年度各
会計補正予算 6 件、条例制定 2 件、条例の一部改正 4 件、公の施設の指定管
理者の指定の件 3 件、その他 1 件でございます。提案理由につきましては、
その都度説明させていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよ
う、よろしく願いいたします。以上でございます。

(1 0 : 1 2)

議 長 次に、日程第 5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は 7 人であります。これから通告順に従って
質問を許可します。まず、久保田和恵議員。

4 番久保田 おはようございます。議席番号 4 番、久保田和恵です。通告
文に従い、一般質問を行います。

第一に、インフルエンザ予防接種助成事業についてです。インフルエンザ
の流行を前に、今シーズンの接種料金が、昨シーズンより大幅に値上げされ
ました。インフルエンザワクチンは、これまで季節的に流行を繰り返す A 型
ウイルス 2 種と B 型ウイルス 1 種に対応した 3 価ワクチンでしたが、このう
ちの B 型ワクチン株は、毎年専門家による流行予測に基づき、2 種類あるう
ちのどちらか一方を選んでいました。近年、2 種類が混合したウイルスの流
行が続き、予測が難しくなったため、国は国立感染症研究所での検討結果に

基づき、B型の2種類にも対応した4価ワクチンへの変更を決めました。インフルエンザワクチンは、完全に感染を阻止する効果はありませんが、予防や重症化防止に一定の効果があるとされています。厚生省の担当者も昨年までより防御範囲が広くなり、重症化が防げると説明されています。しかし、ワクチン効果を上げようとしたために、製造価格が上がり、今年の接種料金は、前年度より500円値上げの4,100円となりました。現在、本町では中学生は助成の対象にはなっておらず、保護者にとっては大きな負担となっております。対象年齢を中学生まで拡大する考えはないか尋ねます。

第二に、骨髄移植ドナーの支援についてです。骨髄バンクは、白血病をはじめとする血液疾患などのため、骨髄移植が必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事業です。しかし、移植には数万通りもあるという白血球の形が適合することが必要であり、その確率は兄弟姉妹の間でも4分の1、血の繋がっていない他人になると数百から数万分の1と、非常に低くなります。移植を希望するすべての患者さんがチャンスを得るためには、一人でも多くの方々のドナー登録への協力が必要になります。しかも、ドナー登録できる方は、18歳から54歳で健康な人、ただし実際に提供できる方は、20歳から55歳、体重が男性で45キロ以上、女性40キロ以上の人と、さらに条件が厳しくなります。しかし、骨髄や末梢血管細胞の提供には、4泊5日、5泊7日などの入院が必要になります。働き盛りの方たちからの提供のための通院、入院などに助成する考えはないか尋ねます。

第三に、非常勤職員の労働条件の改善について尋ねます。

国が進めてきた行政改革により、地方自治体の人員削減、定員削減が行われ、臨時職員、非常勤職員として一般行政、学校用務員、図書司書、管理人、庁務員など、多くの分野で雇用されています。町職員113名に対して、半分以上の方たちが臨時、非常勤職員として勤務しており、もはや町にとってはなくてはならない方たちです。労働条件は、長年据え置かれています。時間単価、労働条件を見直す考えはないか尋ねます。以上です。

町 _____ **長** 久保田議員の質問にお答えいたします。まず、第一点目についてのインフルエンザ予防接種助成事業についてお答えをいたします。

我が国の予防接種は、予防接種法に基づき実施されており、この法律の目的は、「伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防するために、公衆衛生

の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。」とされており。

インフルエンザの予防接種につきましては、65歳以上を定期予防接種、その他の年齢層は任意接種と位置づけられております。また、定期予防接種の中でも、B類疾病、いわゆる主に個人予防に重点を置く、努力義務なし、摂取勧奨なしに分類されております。

本町のインフルエンザ予防接種にかかる補助の内容は、高齢者、いわゆる65歳以上の人に対しましては、公費2,500円、自己負担1,600円、小学生以下に対しましては、公費2,600円、自己負担1,500円といたしております。また、ご質問のとおり、平成27年度のインフルエンザワクチンは、従来の3種の株が含まれている3価ワクチンから、4種の株が含まれている4価ワクチンになったため、一人あたりの接種費用が500円増額されたところでございます。この増額分につきましては、本町は公費負担分を増額し、接種者負担が増えないよう配慮し、対応しているところでございます。ご質問の補助対象を中学生まで広げる件につきましては、他市町を調査したところ、補助額回数は様々ですが、県内5市3町で助成されているようであります。補助対象の拡大につきましては、補助額の設定や接種率にかかる財政の問題もありますが、子育て支援、医療費の縮減も視野に入れ、現在検討しているところでございます。

次に、骨髄移植ドナーの支援についてのご質問にお答えいたします。久保田議員のおっしゃるとおり、骨髄移植及び末梢血管細胞移植は、白血病や再生不良性貧血等の有効な治療法の一つとされているようであります。また、移植のためには、骨髄移植提供者、いわゆるドナーと患者のHLA、いわゆる白血球の型が適合する必要がありますが、非血縁者間でHLAが一致する確率は、先ほど議員もおっしゃったように数百分の1から、数万分の1とされているようであります。造血幹細胞移植の推進には、ドナーの確保が不可欠であり、より多くの方がドナー登録をされることと、移植につながる支援体制の充実が望まれ、平成3年12月から厚生労働省の指導の下、骨髄移植推進財団が主体となって、日本赤十字社、地方公共団体の協力を得て骨髄バンク事業が実施されているところであります。

骨髄の提供までには、ドナーの登録、適合結果、最終同意、そして提供となるようであります。通院、入院費用などに対する費用は、骨髄バンクのQ & Aによりますと、「ドナーの方の入院費は患者さんの保険で支払われます」と、このように書かれておりますので、ドナーの方に負担はかからないものと、このように理解しております。したがって、助成制度を設ける考えはありません。

次に、臨時、非常勤職員の労働条件改善についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、議員の質問の中に、臨時職員が雇用されている職場の説明がありましたが、その中で、学校給食センターにつきましては、現在は雇用いたしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

本町では、議員ご質問のとおり、各部署において臨時職員を採用しているのが現状であります。臨時職員の労働条件につきましては、平成24年4月に臨時的任用職員の勤務条件及び給与に関する規則を定め、この規則に基づき雇用をいたしております。労働条件の中の勤務条件についてであります。まず、勤務時間と休暇時間につきましては、一般職の職員と同様、一週間の勤務時間を38時間45分以内、休憩時間を1時間と定めております。

次に、休暇時間ではありますが、人事院規則一五一一五、いわゆる非常勤の勤務時間及び休暇の規定ではありますが、この規定に規定する休暇に準じ付与いたしております。

次に、給与ではありますが、給与の種類として、給与、通勤手当、時間外勤務、休日勤務手当、そして嘱託職員には期末手当を支給することといたしております。

時間単価と労働条件を見直す考えはないかのご質問ではありますが、まず時間単価ではありますが、平成18年以降据え置いているのが実情でございます。職員の給与勧告が2年連続して改定されたこと。また、経済財政諮問会議で安倍総理が最低賃金を3%程度ずつ引き上げ、2023年に全国加重平均時給を1,000円を目指し、消費拡大を図ると表明されておりますので、これらを勘案いたしますと時間単価の見直しは必要と考えているところであります。

次に、労働条件の見直しですが、勤務条件は一般職の職員と同等でありま

すし、休暇につきましても先ほど言いましたように人事院規則に準じて付与しておりますので、現行どおりとして、見直す考えはありません。以上、答弁とさせていただきます。

4 番 久 保 田 再質問させていただきます。

一問目は、インフルエンザの件については、検討しているということで、前向きな回答をいただきました。しかし、早く実現するために再質問をさせていただきますと思います。

今市町村で実施しているところが5市3町で実施しているということです。隣の東彼杵町もしておられます。中学生は大人と一緒に1回の接種で済みます。中学校の生徒の数が380人、その中で要保護家庭の子供が6人です。これを計算しても99万7千円、100万円以内で納まると私は計算しました。だから、この子どもたちが健やかに育つようにですね、早く実現をされて、そして受験を安心して受けられるような体制を早く造っていただきたいと思います。

2問目に入ります。患者さんの保険で適用されるので、取り立てて支援はする考えはないとおっしゃいました。先ほども登壇で質問した時のように、4泊5日、それなりの日数がかかるわけですね。先ほど読み上げましたように、働きざかりの方たちが提供者になるわけですから、ドナー休暇制度が保障されている会社に勤められていればそれでよろしいですけれども、そうでない場合が多いと思いますので、再度、そのことをする考えはないか、もう一度尋ねてみます。

町 長 ただいまの久保田議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点目のインフルエンザ予防接種の助成についての再質問であります。私は先ほど前向きに考えているという内容の答弁をいたしました。それを早く実現するために再質問をするということで、質問をされたわけでありまして、やはりこれを実施するためには、当然、予算措置が必要でありますので、年度の途中からということにはなかなかできづらいわけでありまして、今、まち・ひと・しごと創生ということで、基本的に川棚町の目玉といたしましては、子育て支援、これに特化して事業に取り組んでいこうと考えておりますので、その中でこのことについても充実をしていきたいと考えておりまして、できれば新年度予算で提案して、そしてご決定をいただきました。

いと思っております。

それから、骨髄移植へのドナーについての支援についてであります。議員の質問の通告内容では、通院、入院費の助成ということでご質問されておりましたので、それについては患者さんの負担になっていきますよということで、ドナーの負担にはなっていないと。したがって、制度の構築は考えていないという答弁をいたしました。

今、通告外にドナー休暇を実施されている企業に勤めている方については何とかかんとかとおっしゃいましたけれども、もう一度質問を詳しくしていただきたいと思っております。

4 番久保田 今申し上げましたドナー休暇の件につきましてはですね、ここに大村市の資料がありまして、大村は骨髄移植ドナーへの支援ということで取り組んでいるんです。入院に要した日数に対しては、1日2万円を助成するというので、通算7日を上限としています。その中で、ドナー休暇を設置している企業で、そちらから払われるようになっているところは、これは当てはまりませんよというふうに書いてありますので、ぜひ私はよそでもまだ取り組んでいるところはまれでしょうから、福祉の町を目指す川棚にとっても、毎年2千人ほどの患者さんが発生する状況の中でですね、そんなに多くいる予算ではないと思っておりますので、ぜひ新しい取り組みをしていただきたいと思って、今、大村の資料を基にして話しました。

町長 お答えいたします。今議員がおっしゃるように、通院、入院費用以外にドナーへの支援としては、例えば給与保障などがあったり、あるいは家庭への経済的な負担を援助するという視点からの質問だろうと思うわけでございますけれども、担当の方ではですね、ドナーの助成制度を導入した自治体が県内にも大村市があるということは確認しています。まだそれについて、議員が質問があつてからいろんな調査をしておるんですけれども、そこまで川棚町が財政的に対応できるかという問題もありますし、今議員もおっしゃったように、給与保障等の助成につきましては、やっぱり社会全体でそういったドナーを支援していくということが必要でありますので、そういった有給休暇になるような、そういった制度の構築を目指すべきであつて、すぐに自治体が助成するというのはいかかなものかというふうにも考えております。これにつきましては、今後、他市町の状況を調査をして、そし

て対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思
います。以上でございます。

4 番 久保田 ぜひですね、今後、他市町の調査に取り組んで、福祉の町とし
て、よそよりもいち早くそういうふうなことを前向きに取り組んでいただきた
いと思います。

続いて、第3問目の質問に移ります。その前に、「給食センターは、も
う」という話をされましたけれども、私は壇上での通告文で給食センターを
読み上げたつもりはないと思っております。学校用務員と発言したというふ
うに私は思っております。しつこいようですが。

それでは第3問目に移らせていただきます。先ほどの回答の中でですね、
2023年に最低賃金1,000円を目指す安倍総理の表明で、時間単価の
見直しが必要ということで、それを踏まえて本町でも取組まれていくとい
うふうには捉えました。やっぱり平成18年以降ということは、もう10年
にもなります。先ほど言いましたように、多くの人たちが正規の職員の人た
ちと同じように働いておられます。やはり同一労働同一賃金から考えれば、
そのことはすみやかに実施されていくべきだと思います。私が一番早く解消
してほしいと思っている中でですね、庁務員という方がいらっしゃいます。
この方たちが24時間3人交代で働いていらっしゃるということですね。朝
の8時半から翌朝の8時半まで働いていらっしゃる。24時間庁舎の中に拘
束されながら、私の資料によりますと時間に直せば500円ということに
なって報告が上がっております。このことは、最低賃金から考えても、ど
うみてもおかしいのではないかと思います。どこからこういうふうな数字が
出るのか尋ねます。

町 長 お答えいたします。先ほど壇上で言いました、ただいま議員
から指摘がありましたことについては、訂正して深くお詫びして、取り消さ
せていただきます。

臨時職員の賃金につきましては、時間給の引き上げについて今検討してい
るというふうに申し上げましたが、これにつきましても議会の決定が必要で
ございますので、新年度に向けて対応してまいりたいと、このように考えて
おります。

それから具体的に庁務員の賃金についてご質問がありましたが、この庁務

員につきましては24時間の3交代ということになっておりまして、いわゆる通常の臨時職員の勤務形態と違いまして、断続的勤務という表現がなされております。こういった断続的勤務職員につきましては、その職務の特性からいろんなパターンが考えられておりまして、こういった職員を雇用する場合には、労働基準監督署と協議をいたしまして、こういった賃金体系がいいのかというのを十分協議して、そして決定をしているところでございます。その内容につきましては、私も十分把握しておりませんので、再質問があれば担当課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

4 番久保田 断続的勤務という働き方というのもちょっと分かりませんが、その24時間拘束されていたらしゃって、そして、こないだ課に行ってお尋ねしましたら、就寝に入られるのは11時ぐらいで、起床が6時ぐらいだろうということでした。そうなれば、深夜勤務手当にも入り込むのではないかと思いますけれども、それでもこれからいけば、凝縮して何時間分ぐらいしかならないと思うんですね。労働基準監督署が認めたということでしょうけれども、これを少し詳しく説明をお願いします。

総務課長 まず、断続的勤務のことについてご説明いたします。断続的勤務と言いますのは、まず手待ち時間がある。いわゆる仕事から仕事までの間の時間があるということ、そして、仮眠があったりとか、いわゆる深夜は就寝してもいいというような時間帯でございしますが、つまり、24時間常に作業をしていないという状況が断続的勤務というふうに理解をしていただければと思います。そして言いましたように、深夜については、当然、就寝もOKとされておりまして、議員おっしゃいました深夜勤務手当とか、そういったものの対象にはならないということでございます。そして、まず時間単価が最低賃金を下回っているのではないかとございしますが、この下回っているのは、いわゆる24時間勤務をしたときに、寝ていたらしゃるときの時間がいくらなのかという判断がつかないということで、24時間をのべて500円台で設定をしていいですかということで、労働基準監督署と協議を持ちながら決定をしているところでございます。以上でございます。

4 番久保田 それでは先ほど町長が答弁されましたように、見直しをされるときには、この方たちの分も併せて全体的に見直しをするということの捉

え方でよろしいでしょうか。

町長 断続的勤務職員についてはですね、労働基準監督署と協議をして、そして定めておりますので、今回の質問の中での答弁は、いわゆる臨時職員ということで考えておりましたので、私の頭の中ではそこまで考えていなかったんですけども、議員がおっしゃるように、含めて検討していきたいと思えます。以上でございます。

4 番 久保田 それでは時間単価のことについては、全体的な底上げを期待します。

もう一つ、労働条件についてです。この非常勤職員、臨時職員の中に、社会保険の対象として働いていらっしゃる非常勤職員の人が複数いらっしゃると思えます。この方たちは、今、空白の期間が持たれていると思えます。その総務省の自治行政局の公務員部長から、通告として総行公第59号というのが、臨時、非常勤及び任期付き職員の任用などについてということで下りてきていると思えますが、それは認識されておりますでしょうか。

町長 私は承知しておりませんので、今後、調べてみたいと思えます。

4 番 久保田 では、私の手元にある社会保障及び労働保険の適用というのが、ここの26年、昨年4月4日に通告として下りてきていると思えますので、そのところを読み上げてみたいと思えます。

この中の主な内容はですね、地方公務員法をはじめとした関係法令において、存在しないと、通知では空白期間の根拠については存在しないと明記しております。事実上、使用関係がですね、存続している場合は資格を喪失させることなく取り扱う必要があると、厚生労働省の通知では書いてあるんです。だから、1日とか、空白を開けることはないよということがありますので、この通告をもう一度確認していただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

もう一つ、先ほど休暇は正規の職員に準じてありますよということですが、この労働条件の中の特別休暇を見ればですね、結婚休暇、子の看護には5日以内の無給とか、生理休暇も無給、産休も無給とありますけれども、婚活を進めている町としてですね、結婚休暇がなしというふうには私の資料ではなっているんですね。このところをどう捉えればよろしいんでしょ

うか。

町長 ただいまの質問にお答えいたします。先ほどの社会保障関係の59号の関係については、私も十分承知をしておりませんので、その件については担当課長が分かれば答弁をさせますけれども、ただいま質問がございました結婚休暇につきましては、先ほど答弁いたしました人事院規則の一五一一五、これに基づいて休暇を付与しているということで答弁いたしましたけれども、この一五一一五には年次休暇について、例えば1年勤務年数があるものについては1日とか、あるいは10日とかいうことが定めてありますけれども、結婚休暇に規定は特にないようでございます。そこで私はそこまで承知をしておりませんので、総務課長が把握していれば答弁をさせたいと思います。

総務課長 前段の方で質問がありました勤務期間と勤務期間、いわゆる短期間の空白期間ということで理解してよろしいですかね。これについては、短期間、今の雇用の体系の中では空白等はしておりませんのでご理解いただきたいと思います。

もう一点、結婚休暇でございますけれども、当初、町長が説明しましたけれども、臨時的任用職員の勤務条件並びに給与に関する規則を定めておりますが、ここの中で、臨時職員等については人事院規則の中の一五一一五の中に、「この規則は、非常勤職員の勤務時間及び休暇」という規定でございまして、臨時職員につきましては、この対応をして、この規則に準じて行うということに決めておりまして、ここに結婚休暇を増やすということについては、今のところ考えておりません。

4番久保田 確かに結婚休暇は入っていないと思います。しかしですね、婚活に力を入れている町として、やはりそのところは考えていくべきではないかというふうに思っております。若い人たちに、結婚して子どもたちを産み育てるゆとりをあれするためにも、今後はそういうことも考えていくべきではないかと思っております。とにかく、空白期間がないと、川棚町には空白期間があると思っておりましたけれども、ないということで確認しましたので、私がそのように確認できまして良かったと思っております。

とにかく、先ほど全体的な給与の底上げ、時間単価の引き上げをですね、含めて、庁務員も含めて取組んでいくということをお答えいただきましたの

で、私の質問を以上で終わらせていただきます。

(1 0 : 5 4)

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 0 : 5 4)

(…休 憩…)

(1 1 : 0 5)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 おはようございます。議席番号 6 番、堀田一徳でございます。通告文に従い、町長に 2 問質問いたします。

一問目、子育て支援策の拡充について。

子育て支援策、保育園整備、保育料軽減、医療費支援、出産祝い金などを充実されることにより、移住者の獲得や住民の定住につながり、出生数を増やすことにも直結しており、地域の人口維持では重要な要素の一つであります。本町でも取組まれておりますが、アピールが十分ではありません。そこで、以下の項目について尋ねます。

①新生児に対しては、現在はマグカップなどを出産祝い品として渡していただけますが、実用的なもの、例えば紙おむつなどを支給できないか。

②出産祝い金は、現在第 3 子から 1 0 万円支給されておりますが、拡充はできないか。

③子育て支援ネットワークについては、出産や育児に関する不安や悩みを解消するため、気軽に相談でき、保護者同士が子育てに関する情報を提供、交換できる機能を持つネットワークとすることができないか。

二問目、高齢者への支援を。

高齢者の日常的な生活を支援するため、現在は在宅の高齢者、要介護認定 3 から 5 の方を対象に紙おむつ代の一部を助成していただけますが、そのほかにも身体上、または精神上障害のために日常生活に支障がある方など、紙おむつが必要になった方に紙おむつの支給ができないか。

また、介護保険を 1 0 年間利用していない 9 0 歳以上の人に、本町の商店を活性化するために、地域の商品券を支給できないか。以上、質問をいたし

ます。

町長 堀田議員のご質問にお答えいたします。

2つの事項についてご質問いただきましたが、子育て支援策の拡充についてご質問いただきました。これについては3つの内容がございますので、それぞれお答えいたします。

まず、新生児に対して、出産祝い金の支給ができないかのご質問ですが、先ほど議員がおっしゃったように、新生児の出生届の折にマグカップ、それからスプーン、フォークを出産祝い品として支給をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。ただいまこれに替えて、紙おむつの支給をというご質問がありましたので、その趣旨等は再質問をしていただければお答えをしたいと思います。

それから、②で、出産祝い金は、現在第3子から10万円支給されているが、これの拡充はできないかというご質問でありますけれども、現在、第3子以降の誕生に対しまして、出産祝い金を支給することにより、次代を担う子どもの多くの出生を祝い、喜び、もって活力ある地域社会にすることを目的に10万円の出産祝い金を支給いたしております。さらに、平成28年度からは、まち・ひと・しごと創生総合戦略における子育てをがんばっている人を応援する施策として、第3子以降の子どもが1歳に到達したときにも祝い金、いわゆる奨励金を支給する制度を構築することにしておりまして、子育てがしやすい環境を整備していく予定であります。

これらについても、新年度予算でご審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、③の子育て支援ネットワークについてのご質問でございますけれども、子育て支援ネットワークにつきましては、現在、構築をしておらず、子育てに関する相談等は健康推進課や住民福祉課及び町内保育園等、それぞれで対応いたしているところであります。この子育て支援に関しましては、妊娠、出産、子育て支援に至るまで、本町独自のものを含め、いろんなサービスを行っておりますけれども、議員がいつもおっしゃるように、非常に制度が分かりづらいということも私も認識をいたしております。

例えば、健康推進課では、妊娠後の母親学級を始め、赤ちゃん学級や定期的な健診、発達専門相談等の実施、愛育班による育児サークルの開催、出産

祝い品や第3子目以降には祝い金の支給を行っております。

住民福祉課では、紙おむつ用ごみ袋配布事業や、保育園通所時の保育料第2子目以降の無料化、NP事業の開催による子育て中の母親の支援、また、町内保育園では延長保育や学童保育及び一時預かりの実施に関する相談に応じるなど、それぞれ支援を行っております。そこで、本年3月に策定をいたしました、川棚町子ども子育て支援事業計画におきまして、平成27年度から平成31年度までの5カ年の施策の基本目標の一つとして、地域全体で子育てを支援するため、関係機関や団体及び地域住民と連携して子育て支援ができるよう、ネットワークの構築や相談支援の充実を図ることを掲げているところであります。この、子育て支援ネットワークを立ち上げ、ホームページ等の充実を図り、子育てに関する情報発信を行い、広く町内外に周知することで、若い世代が安心して子どもを産み育てられる町づくりを推進し、まち・ひと・しごと総合戦略の目的となります。少子化や人口減少対策のため、今後も総合的な子育て支援体制の整備に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、高齢者への支援をというご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者の日常的な生活を支援するため、紙おむつが必要になった方に紙おむつの支給ができないかというご提言であります。現在、本町では川棚町家族介護支援特別事業実施要綱に基づき、要介護3以上の一定の要件を満たした方に対し、介護用品の支給事業を行っております。また、川棚町重度障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱に基づき、3歳以上の者で障害等級2級以上の一定の要件を満たした方に対して、紙おむつ購入にかかる費用の一部を助成しているところであり、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、介護保険を10年以上利用していない90歳以上の人に地域の商品券を支給できないかのご提言でございます。制度の趣旨にそぐわないこと、不公平感が生じること、介護サービスが必要であるにも関わらず介護サービスを受けないで我慢される方が出てくることなどが懸念されること、これらの問題が生じてくるのではないかと考えているところであります。介護保険制度は、ご承知のとおり、介護が必要になった高齢者やそのご家族を社会全体で支えていく制度として創設され、15年が経過をいたしております。

す。この制度を支える財源といたしましては、被保険者が負担する費用が50%、残り50%が国、県、町の財源を充てて運営されております。保険料を支払うだけで介護保険サービスを受けていない被保険者に対して負担の一部を還元するという発想は考えられないことはありませんが、誰がいつ必要になるかも分からないときに備えて助け合うことを目的とする相互扶助の仕組みである介護保険制度の仕組みにはそぐわないのではないかと考えます。

二つ目として、介護保険料は第1号被保険者の方が支払う保険料が21%、第2号被保険者の方が支払う保険料が29%となっております。仮に現時点で90歳以上の方に商品券を支給すると、現在、90歳の方は制度開始から15年間保険料を支払っていただいていることとなりますが、現在、55歳の方は制度開始時の40歳から支払っており、50年間保険料を支払ってようやく商品券が支給されることとなります。他にも、仮に40歳から保険料を支払い続けて介護サービスを受けず89歳で残念ながら亡くなれば49年間介護保険料を支払い続けて、何の恩恵も受けないこととなり、平等性において問題があるのではないかと思います。これらの理由から、ご提言がありました事業をすぐに取り組む考えはございませんが、他市町の事例等の情報収集にも今後努めてまいりたいと思います。

なお、地域支援事業において、介護予防事業を展開しておりますが、この事業費は保険料の一部も充てられております。要介護認定を受けていない方も参加が可能な事業でございます。負担の一部を商品券などで還元するのではなく、こういった地域支援事業を拡充させていきたいと考えておりますので、どうかご理解を賜りますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

6 番 堀 田 町長から丁寧な説明をいただきましたけど、一問目の出産祝い品の件ですけれども、確かにマグカップあるいは食器セットですね、そういったものを配布されているということで、確かに乳幼児からしますと、紙おむつは結構いるわけですね。本来ならば、布おむつで何回も繰り返して使うのが一番いいんだろーと思いますけれども、今の現在の状況を考えますと、やはり紙おむつに頼らざるを得ないという現状がございます。そういった中で、新生児のお祝い品として90枚程度の紙おむつをですね支給できないかということで質問したわけでございます。やはりそういったマグカップ

あるいは食器類に代わることで、紙おむつの提供というのはお祝い品として渡していくというのは、どうしても無理ですか。

町長 お答えいたします。無理かどうかは別といたしまして、議員の質問ではですね、通告文では、出産祝い品の支給はできないかという質問がなされております。だから、今支給しておりますという答弁をいたしておりました。本音は、紙おむつを支給できないかということですから、やはり通告の内容をそのように是非してもらいたいと思います。出産祝い品をスプーンやフォークを支給されておりますけれども、これを紙おむつに変えることはできないかと、そのように質問していただければ、それなりの答弁を準備してきたところでございます。

そこであの、今回再質問がありましたのでお答えいたしますが、この出産祝い品につきましては、これまでもその時々ニーズに合わせて変えてきております。私が子育てをしている頃は出産祝い品としてアルバムをいただいた記憶がございます。その後、スプーン、フォークがいつからか支給されているのかは私もよく承知しておりませんが、波佐見や東彼杵町では、今議員がおっしゃるように紙おむつあるいはおしりふきというのを支給されているようであります。しかし、枚数的には波佐見、彼杵、ちょっと変わっておりますけれども、これは担当の方ではですね、毎年、予算編成時にどういったものを保護者は求めているのか、常に調査をしながら、果たして今のマグカップ、スプーン、フォークでいいのかということは考えているようであります。そこで新年度の予算編成方針を指示しておりますので、その中でどういったものが適なお祝い品になるのか十分に検討しながら予算の編成をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

6 番 堀 田 そういうことで検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、2番目の出産祝い金ですけれども、先ほど町長の答弁の中でありましたけれども、まち・ひと・しごとの中で1歳の誕生日になったときに10万円支給ということでもありますのでですね、これはもう増額する見込みはないと思っておりますけれども、平成24年度の私の一般質問のときですね、出産祝い金あたりを増額できないかということで質問をしたわけですけれども、その時の答弁では、町長はできませんという一言で終わりましたけれども、今回、まち・ひと・しごとのそういった事業の中で、確かに1

歳の誕生日に前は記念品を贈られていたと思いますけれども、今回10万円ということですので、第3子からの10万円というのは、たぶん10万円とか20万円上げて30万円にするということは考えていないのですか。

町長 お答えいたします。先ほど答弁しましたように、出生時には現状の10万円を支給して、1年経過後に引き継ぐということで制度構築を急いでおります。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、やっぱり人口減少に歯止めをかけるということを考えますと、子育て支援が一番ではないかと私は考えますので、子育て支援という施策の中でこのような事業を展開したいと考えております。ただ、今回まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国の交付金を受けて事業展開いたしますので、国の交付金の交付要件として、今までの事業には交付はできないと。だから新たな制度を構築しなければ交付は受けられないわけでありまして、そういった意味で今の出生時の10万円を20万円にするということは、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では交付金の対象にはならない。しかし、制度を変えて1年目に祝い金を交付するということは、総合戦略の交付金の対象になるのではないかと、そういった戦略の中で今検討をしているところであります。そういった、財源をいかに確保するかという観点からこういった制度を考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

6 番 堀 田 そのように検討をお願いしたいと思っております。

3番目の子育て支援ネットワークについてでありますけれども、これはまだこの子ども子育て支援事業計画の中でのネットワークで、まだ構築はされていないと思っておるわけですが、やはりお母さん方がですね、子育てに関していろいろな相談事、あるいは悩み事があるかと思っております。そういったところでの出会いの場所とか、確かに地域こどもセンターとかですね、子ども支援センターがありますけれども、そういったところの利用者数もやっぱり利用していない方が結構いらっしゃるわけですね。作ってはありますけど、やはりあのそういったお母さん方が気軽に参加できるような、参加できる場所、あるいは子どもさんを連れて一緒に遊べる場所、そういったのは先ほどの町長の答弁の中で、いろいろな地域の支援の中でされていると思っておりますけれども、前も言ったかと思っておりますけれども、そういったお母さん方へ連絡するネットワーク、他町村ではスマートフォン、あるいはそういった

たものを使ってかなり情報発信をされているようでございますけれども、本町ではまだそこまでいっていないんだろーと思います。そういう中で、ホームページあたりがですね、子育て支援の項目を、今各担当課で情報を発信しているんだろーと思いますけれども、一つ、その子育て支援という項目でクリックすると、もう課の枠を超えてですね、一つの子育て支援策が全部出るようなホームページに作るような考えはないでしょうか。前回、検討するというふうな話がありましたけど。

町長 お答えいたします。川棚町は他町に比べて見てみますと、子育て支援の体制は十分にできているというふうに理解をいたしております。特に、地域の御婦人方がそういったボランティア活動をしていただいております。大変助かっているところであります。

実は、平成22年3月に川棚町次世代育成支援後期行動計画を策定しております。これを受けて今年の3月ですか、川棚町子ども子育て支援計画というのを策定いたしております。この中で、基本目標の中で、川棚町次世代育成支援後期行動計画を定めておりますけれども、その中で子育て支援のネットワーク構築を図るということで、基本目標の第一に掲げております。そこで、先ほど壇上で議員のご質問に対して子育て支援ネットワークを立ち上げ、ホームページ等の充実を図り、子育てに関する情報を発信し、広く町内外に周知することで、若い世代が安心して、子どもを産み育てるまちづくりを推進し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的でもあります少子化や人口減少対策のため、今後も総合的な子育て支援体制の整備に努めてまいりたいと、このように答弁をしておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

6 番 堀 田 分かりました。じゃあ今からですね、そういった事業が展開されると思いますので、先ほど言いましたようにホームページをそういった子育て支援の項目をはっきり掲げてアピールをしていただきたいと思います。

次に、高齢者への支援ということで、介護保険を10年間利用していない90歳以上の人ということで、先ほど、不公平感とかそういったものがあるというふうな考えでございましたけれども、やはりあの、90歳まで介護保険を全然使わないという方ですね、本町ではですね、120人の方が90

歳以上で介護保険を使っていらっしゃらないわけですね。やはり使わないというのはですね、介護保険をかけても自分自身で健康管理して、長生きされるということです。先ほど言いましたように、確かに89歳で亡くなれば49年間かけっぱなしということになるのかもしれませんが、方策としてそういったものを考えてもいいのではないかと思うわけですね。やはり地域の商品券と書いてありますけれども、川棚町のサービス友の会の500円のサービス金券がございます。そういったものを含めて健康祝い金みたいな格好になるかと思えますけれども、贈呈してもいいのではないかと考えますけれども、ちなみにですね、26年度ですけれども、介護の給付を受けられた方は676人いらっしゃいまして、総額が11億円かかっております。それを一人頭に直しますと、だいたい一人166万円ぐらいの保険給付費がかかっている計算になります。それを基にしますと、やはり120人ぐらいだったら1億円弱ぐらいの給付費が節約になるという考えですね。これは全部給付を受けた場合ですね、そういう計算になりますので、確かにいろいろな面でサービスとかされていていらっしゃいますけれども、やはり一つは健康祝い金というような格好でですね、こういうのはやってもいいんじゃないかと思えますけど、改めて町長に聞きますけれども、そういうことにする考えはありませんか。

町長 お答えします。ありません。と言いますのはですね、先ほど言いましたように、そういった発想もできないことはないわけですね。ただその制度を構築するというのは、大変難しいと思います。というのは、現在、介護保険家族介護支援事業としては、高齢者を介護している家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ることを目的として判断基準として、要介護3以上ということで設定をしてあるわけですね。紙おむつの購入経費を助成するより、要否の判断手段として要介護の認定の基準が適当であろうと、こう考えるわけですね。これを非認定者まで広げることは、新たに要否の判定基準を設ける必要や、支給助成の要否等を考えますと、本当に難しい制度の構築になろうかと思えます。しかし、他市町を調査しても、現在の制度がほとんどであります。これを拡大して取り組むということは非常に難しいわけですが、中には例えばどこでしたか、京都市でしたか、そういった支援策も設けられている

ようでありますので、果たして川棚町でそれが構築できるかどうか、もう一つは、財源の問題もあります。基本的には、現時点ではそういう制度は考えておりませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

6 番 堀 田 分かりました。先ほど町長が言いましたように、京都府がそういった事業を展開されておりました、これの一つの要件の中に、介護保険の滞納がなく、3カ月以上入院をしていない方に3万3千円分の商品券を配布しているという事業でございます。京都府は人口が多いもんですから、3万1千人の90歳以上の方がおられまして、9,500人が支援を受けているということでございます。本町では、確かに財源が言われます。いろいろな子育て支援にしても高齢者支援にしても、川棚町は他町と比べると充実した事業が行われておりますけれども、そういった中で、今からまち・ひと・しごと5年間の中での事業の中に、大いに取り入れて今後子育て支援策であったら川棚町に移住できますよというようなことを、もっとアピールしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

(10:38)

議 長 次に、福田徹議員。

1 2 番 福 田 おはようございます。12番、福田徹。

デスティネーションキャンペーンについて、町長に質問いたします。

デスティネーションキャンペーンとは、来年秋にJRグループが地方自治体と連携して実施する全国規模の大規模なキャンペーンであります。平成28年10月から12月までの3カ月間、長崎県を単独の対象地域として開催されます。古くは国鉄時代のディスカバージャパンという旅行キャンペーンでご記憶があるかと思いますが、そのようなものだと理解していただきたいと思います。

全国の駅舎内に、キャッチコピーの「旅先は長崎」と書かれたポスターが貼り出されるのではないかと考えています。このデスティネーションキャンペーンで、長崎県は平成5年に北部九州3県、福岡、佐賀、長崎を舞台として開催され、平成18年には、九州全体を舞台として開催されております。長崎県単独としては初めての開催となります。今回は、歴史的な世界文化遺産である軍艦島、明治日本の産業革命遺産の造船所や、長崎の教会群及びキリスト教関係、関連遺産などの本県の話題性も数多くありますので、このキャ

ンペーンで長崎県単独としての舞台と設定されたものと思います。全国的に長崎県をPRして観光客の誘致を図り、観光の活性化とその経済波及効果が大きいと期待されるところであります。

先月11月には、3日間イベントとして、全国の旅行会社担当者、メディア及びJRグループ関係者を対象として視察ツアーが開催されております。11月18日には、全国宣伝販売促進会議と銘打って長崎市で開催され、会議では5つのテーマをもとにプレゼンテーションを行い、長崎県の多彩な魅力をPRされているものです。また、各市町の観光PRコーナー、展示実演、体験コーナーを設け、バラエティ豊かな本県の観光素材を紹介されたものであります。また、会議翌日の11月19日、20日には、エクスカーション、つまり現地視察会を実施し、魅力あふれる観光素材を直接体験していただき、長崎デスティネーションキャンペーン中の旅行商品の造成、販売を促進することとなっております。

今回のキャンペーンは、長崎県だけありますので、本町、川棚町をPRする絶好の機会ではないでしょうか。もちろん、PRだけでなく、本町の観光客の誘致を図り、観光の活性化と当町の経済効果を期待するところです。当然、本町でもこのキャンペーンを機会と捉えて、数多くの集客を図るということでもあります。今年、平成27年度の予算説明では、本町独自のノベルティを検討するとのことでした。そこで、そのイベントでの本町の営業と言いますか、PR活動など、これまでの取組みとこれからの計画及びこの事業による効果をどのように期待しているのかをお尋ねします。

また、町の歴史などを学びながら、健康づくりにも役立つようにと、町内の戦争遺構をめぐるウォーキングが時折開催されております。コースもいくつかあり、そのノウハウを活用した企画を作って、このデスティネーションキャンペーンに活かしてはどうでしょうか。できれば、1泊2日の企画ができれば、町の活性化にも大きく貢献できるのではないのでしょうか。

そこで、戦争遺構めぐりを魅力アップさせるためにも、先ほど町長の行政報告の中にもありました片島公園の整備計画にあります遊歩道とトイレ、駐車場の工事をキャンペーン期間に間に合わせるように行う必要があるのではないのでしょうか。このことはキャンペーンだけでなく、その後の恒常的なコースの整備にもなるし、観光の目玉にもなるのではないのでしょうか。以

上、町長にお尋ねいたします。

町長 福田議員からのデスティネーションキャンペーンについてのご質問にお答えいたします。

デスティネーションキャンペーンは、J Rグループと地元自治体、観光関係団体等が協力して実施する、国内最大規模の観光キャンペーンで、長崎県では来年の10月1日から12月31日までがキャンペーン期間となっております。キャンペーン期間中は、J Rグループが全国各地で集中的に宣伝を展開するとともに、キャンペーンに合わせて、全国の旅行会社に旅行商品を作っていただき、県内への誘客を図っていただく事業であります。

ご質問のデスティネーションキャンペーンに関するこれまでの取組みについてであります。キャンペーンの効果を最大に発揮させるため、官民一体の組織、長崎デスティネーションキャンペーン協議会が平成26年10月に設立をされましたので、本町もこの協議会に参加をしたところであります。この協議会がキャンペーンを進めるうえで、もっとも重要な取組みとして行われましたのが、先ほど議員からもお話がありましたように、11月18日から20日まで開催された全国宣伝販売促進会議とエクスカーションであります。18日に開催された全国宣伝販売促進会議では、長崎県に全国から旅行会社を招き、キャンペーン期間中の旅行商品を作っていただくため、県内の観光素材をアピールすることが目的で、本町も観光素材や長崎和牛などの特産品について宣伝を行ったところであります。

また、エクスカーションでは、旅行会社による観光素材や受入れ状況の視察が行われ、川棚町には11月20日に32社が訪れましたので、川棚町の観光案内とくじゃく荘で長崎和牛を使った昼食を提供するとともに、ノベルティとして川棚町の無農薬野菜を使った川棚まんじゅうを提供し、大変、好評でありました。この一連の取組みは、川棚町の観光素材を多くの旅行会社にアピールする絶好の機会になったと、このように考えております。

次に、これからの計画についてご質問であります。推進協議会では、メディアへの情報発信や、県内、県外での集客イベントなどを計画することですので、本町も積極的に参加をし、観光PRに努めたいと考えております。

デスティネーションキャンペーンの効果につきましては、これまでのキャ

ンペーン実績で観光客が7%以上増加していることから、キャンペーンにより、さらに県内への集客が図られるものと考えております。本町も集客力があるハウステンボスの近隣にある地の利を活かしまして、町内観光施設への集客や、特にくじゃく荘等への宿泊客増加につながることを期待をしているところであります。

続きまして、戦争遺構を巡るウォーキングを計画してアピールしてはどのご質問ですが、デスティネーションキャンペーンにおける旅行企画は、全国宣伝販売促進会議とエクスカーションについて提示した旅行素材に基づき、旅行会社が造成する流れとなっており、本町も観光素材の一つとして、戦争遺構について宣伝してきたところであります。従いまして、すでにデスティネーションキャンペーンにおける旅行会社への観光素材の提供を完了している状況でありますので、新たにウォーキングの企画を、この事業でアピールするということは考えておりません。なお、片島公園の整備につきましては、進入路や駐車場の整備、案内看板の設置など、平成27年度に予定した工事は、すべて完了いたしております。今後も、片島公園の利用状況を見ながら整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

1 2 番 福 田 再質問させていただきます。先日の19日からの現地視察においては、32社が見えられたということで、観光案内もされたようですが、どういったところをまず観光案内されたのかお聞きしたいと思います。

町 長 お答えします。詳細につきましては、担当課長の方から答弁をさせます。

地域政策課長 福田議員のご質問にお答えいたします。20日なのですが、エクスカーションにおきまして、川棚町の方に旅行会社の視察が入りました。流れとしましては、波佐見町から川棚町に来て、川棚町から東彼杵町に抜けていくということで、箇所もあるというふうなことで、なかなか現地まで直接行って見るということができませんので、波佐見からくじゃく荘まで行く間にですね、それぞれの、例えば虚空蔵についての紹介や、川棚町の特産物の紹介、そういうものをしていったという経過でございます。もちろん、先ほど町長の方からありました戦争遺構等についても説明していると。それと、くじゃく荘の方に昼食をとるということで見えられましたので、そ

ここで長崎和牛の宣伝や、実際に長崎和牛を使った昼食を食べていただいてアピールしたということでございます。以上でございます。

1 2 番 福 田 説明と言いますか、観光案内をされた中で、説明は一方的にその場はされるんでしょうけれども、その後の担当者との接触と言いますか、こういう質疑があったというようなものは、その後はあっていないんでしょうか。

地域政策課長 旅行会社からの直接の接触というのはいないんですが、くじゃく荘に来たときに、旅行会社の方からですね、状況等を尋ねられまして、実際ですね、そのときお尋ねされた旅行会社の方からですね、商品としてですね現在、造成されているという、実際のそういう成果がでてきているという状況でございます。

あと、ノベルティの関係で川棚まんじゅうをお渡ししたんですが、これが大変に評判が良くてですね、いさみ屋さんになるわけなんですけど、その所在地とか、帰りのお土産として持って帰りたいというふうなことがありましたので、そういう手配はそのときにさせていただいて、川棚から東彼杵の方に移動したんですが、彼杵の方でそれを準備して手渡すということをしてきたところでございます。

1 2 番 福 田 ちょっと確認ですけれども、もう、くじゃく荘で来られた時には造成されたという、企画がですね、旅行プラン、それは来年度のができているということでしょうか。

地域政策課長 くじゃく荘の方でお尋ねがありましたので、その後、造成されまして、すでにツアーの募集がかかっているという状況でございます、予定としては1月と2月に実施したいということで、これは今まで観光の関係でまったく川棚町と取引のなかった業者でありまして、そういう中では非常に成果があったというふうに考えているところでございます。

1 2 番 福 田 今の件についてもうちょっとお聞きしたいんですけど、川棚町と縁がなかったことから、そういう企画の素案というんですか、それを1月から2月の間に協議されるということですか、それとも1、2月の間に旅行企画の募集がかかるということですか。ちょっと理解ができませんでした。

地域政策課長 先ほどもちょっと申したわけなんですけど、もうすでにです

ね、募集がかかっているというふうなことで、そのエクスカージョンの後にそういう企画が旅行会社の方で造成されて、もうすでに募集がかかったという状況でございます。

1 2 番 福 田 理解が悪くて申し訳ないですけども、1、2月にというのは、1、2月に旅行があるんですか。

地域政策課長 旅行会社の方が、すでに造成して、そういう旅行プランをです、それでもうすでに募集がかけてあるということで、後は実際するかどうかにつきましては、そういう応募が、最小の実施人数があると思いますので、それができるかどうかで実際に実行されるということになるというふうに思います。

1 2 番 福 田 今回の質問は、来年の10月から12月までのデスティネーションキャンペーンについてなんですけれども、それはキャンペーンの旅行と関係するんでしょうか。

地域政策課長 期間中ということであればですね、デスティネーションキャンペーンとはですね、ちょっと10月1日からということになりますので違うとは思いますが、今度のエクスカージョン等の成果としてですね、そういうものが出てきているということでお話をさせていただきました。

1 2 番 福 田 そのように理解して、さっそく効果が出たんだなど。旅行が実施されてからが本当の効果なんだろうけれども、期待しておきたいと思います。

川棚まんじゅうというのは初めてお聞きするんですけども、みなさんご存じなのか分かりませんので、できれば説明をお願いいたします。無農薬野菜とまでは聞きました。

地域政策課長 無農薬野菜を使った川棚まんじゅうということで、町長の方から説明があったわけなんです、今回ですね、川棚町のノベルティにしましたのは、やはり記念品的なものよりも食に関するものの方がですね、印象に残るだろうということが一つございました。

それと、この無農薬野菜なんです、現在、JR九州の「或る列車」で使われている無農薬野菜の農家のものをごさいます、ちょうどいいタイミングで話題性もありまして、効果があるんじゃないかということで、今回、提供させていただいたということでございます。

1 2 番 福 田 このデスティネーションキャンペーンについて、その後の効果が期待されるどころなんですけれども、このキャンペーン、プレキャンペーンまで含めて2年間の予算が総事業費が1億2千万円と聞いております。県が10分の5、市町村が10分の4、民間が10分の1ということで、その市町村の分の中でも、本町としては具体的にどれぐらいの負担金があるのかお聞きしたいと思います。

町 長 お答えいたします。ただいまのは、推進協議会への負担金でありますので、ご理解いただきたいと思います。金額については、担当課長の方から答弁をさせます。

地域政策課長 推進協議会の負担金ということでございますが、これは宿泊客、それぞれの市町村の総宿泊客ということで按分されておまして、川棚町の場合は20万2千円という負担金があります。ですが、この負担金につきましては、一括して町村会の方が支払うというふうなことでおまして、川棚町からの支出はないということでございます。以上でございます。

1 2 番 福 田 新たな支出はないということですが、キャンペーン自体では、来年の集客とか、そういった全体の分でのPR用の負担金というものは出てこないんですかね。

地域政策課長 来年度に関しましてはですね、協議会の方に確認したんですが、まだ具体的な内容が決まっていないというふうで、どの程度になるのか、よく分からない状況でございます。

1 2 番 福 田 状況がまだ分からないということですが、ではどういうふうな費用がかかってくるのか。

町 長 お答えします。デスティネーションキャンペーンというのは、JRが事業主体なんですね。まず、長崎県をターゲットにして、全国のJRの駅からJRを使って長崎にお客さんを呼ぶと。そのために旅行会社にそういった旅行商品を作ってもらおうと。その旅行商品を販売して、そして長崎にお客さんを送り込むというものなんですね。したがって、関係する地元、県市町村は、それを推進していく立場でありますので、特別に事業に対して負担金が生じるということはないようでございます。

1 2 番 福 田 だいたい全体像が見えてきました。そこで、デスティネー

ションキャンペーンの中では、J Rと旅行会社がやっていかれるんでしょうけれども、そういうキャンペーンが長崎県を舞台としてある中で、本町もその中ですので、本町独自のP Rですか、この機会でのこういうキャンペーンで、利点といたしますか、こういう企画がありますよということを本町では独自のP Rはしないんでしょうか。

町長 お答えします。それは先ほども言いましたように、10月20日に旅行会社が川棚町においでになったときに、川棚町のP Rをして、そしてそれに基づいてすでに先行的に商品が開発されて売り出されておりますので、今からまた新たに旅行会社を集めて、町独自でエクスカージョンをするということは考えておりません。

1 2 番 福 田 私の言い方が悪かったんでしょうけれども、企画を作るんじゃないくて、こういうことがありますよと。だから川棚町の関係者、例えば東京、関西の方とお会いされることもあろうかと思えます。そういった機会とか本町のホームページでデスティネーションキャンペーンがありますよと、そういった他にも関係者の方にP Rをお願いしますというような、町長としての動きとか、ホームページ上での町のP Rの仕方はできないかなという質問です。

町長 お答えいたします。このキャンペーンに、いわゆる多くの人に参加してもらって、川棚町にお立ち寄りいただきたいということについては、いろんな機会にP Rはしていきたいと、このように考えております。

1 2 番 福 田 片島の公園の整備についてですけれども、舗装とか、常設トイレの整備とかについては、今後の計画に上がっていますが、10月までに間に合うような前倒しとか、そういう計画はできないでしょうか。

町長 お答えいたします。実は、片島公園の整備計画につきましては、今年の夏に策定して議員の皆さまにもご説明しております。その中で、まずは進入通路がありませんでしたので、それを先に造ろうということで、現在、27年度の事業が終わっております。そして、最低、トイレであるとか、あるいは園内の通路の舗装であるとか、そういったものを整備しなければと思っておりますので、現在持っている事業計画では、29年度に実施をしようということで予定をしております。

ただ、先ほどから話題になっておりますように、竹灯籠まつりであると

か、例えば今、デスティネーションキャンペーンの中でも川棚町を対象とした商品が開発されている等を考えますと、やはり1年前倒しで整備をしていく必要が考えられるのではないかと考えております。ただ現在の事業費の5千万円については、単独事業でございます。そこで、国や県に補助事業がないかどうか問い合わせをして、できるだけ国や県から補助をもらって事業を進めていきたいという私の考えでありますので、そういった目安がつきましたら28年度に前倒しで事業をすることができるのかもしれませんが。しかし現状では、財源の確保はできておりませんので、これにつきましても新年度予算の中でご議論いただきたいと思います。以上でございます。

1 2 番 福 田 ぜひ国の方に要望をされまして、できれば11月までに間に合うようにですね、そうすれば来年の竹灯籠まつりにもぎやかになって、今後継続されていくんじゃないかと期待しております。以上で終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 2 : 0 9)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 11番小田です。通告文に従い、地区公民館の備品購入に対しての補助について質問いたします。

地区公民館に対する補助は、新築及び増改築などには、地区公民館関係補助のあらましに一定の基準を設け設定してありますが、机やイスなどの公民館備品購入については、補助の対象外であります。生活様式の変化や高齢化により、イスに座っての会議などが求められています。地区行事や町行事についての会議は、各地区の公民館で開催され、地域の活性化はもとより、町の活性化につながる重要な話し合いの場であり、くらし輝くまち川棚を築いていく源の会議となっております。このような会議で、特に高齢者から椅子に座っての会議開催が求められ、地区によっては地区会計で購入されたりしていますが、各地区の予算も余裕がないのが現状であります。地区公民館の維持管理は、地区で対応すべきことではありますが、会議で使用する高足

テーブルやイスなどの会議用備品の購入を、補助の対象とし、生活様式の変化や高齢化対策として対応する考えはないか尋ねます。以上です。

教 育 長 小田議員の質問にお答えをします。

公民館の設置目的は、社会教育法におきまして「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情報の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされているところでございます。

このことは、公民館は地域住民の日常生活に密着をして、そしてその課題解決を図るための総合的な社会教育施設と位置付けていることを示しています。教育委員会では、このことから現在、議員がおっしゃいましたように、社会教育事業の活動に係る経費の助成のほか、社会教育の拠点となる公民館の建設、改修にかかる経費の一部について補助を行っているところでございます。しかし、備品については、設置者の自助努力とし、補助の対象とはいたしておりません。高足テーブルやイス、会議用備品の購入に対して補助をする考えはないかのご質問でございますが、すでに同様の備品を購入している自治会もございます。また、公平性という面から考えても、補助の対象とすることは考えておりません。

ただし、議員がおっしゃいますように、高足の必要性というのは、やっぱりあるんじゃないかと思えます。そこで、教育委員会で所有をしております同様の備品を希望される地区には貸し出しをすることによって対応したい、そのように考えているところでございます。以上で、答弁とさせていただきます。

1 1 番 小 田 現在ですね、川棚町では自主防災づくりとか地域見守りネットワークづくり、いきいきサロンなどが開催されてですね、町全体を盛り上げていこうというような活動が盛んに行われております。そこでですね、この高齢者から特に求められているんですよね。若者なども生活様式の変化でのイスに座っての会議というのを求められておりますので、どうしてもですね、そういうふうな会議をスムーズに進める為にも、また、快適な会議を進める為にもですね、どうしても生活様式の変化で、私は必要と考えているんですよ。再度お尋ねしますけれども、このような地域の様々な活動を今以上

にバックアップするためにですね、今は新築とか増改築に対する補助というのは、補助のあらましの中に謳ってありますが、この中にですね、やはり備品購入に関してもですよ、新たな項目を設けていただく考えはないか、再度お尋ねをいたします。

教 育 長 先ほど議員がおっしゃいました必要な理由、それが理解できないわけではございません。したがって、今教育委員会が対応できる方法として、先ほど申し上げました、希望される地区には教育委員会所有のものを貸し出していくと、そういうことが今できる一番いい方法じゃないかなと考えているところでございます。

もう一つはですね、先ほど議員おっしゃいましたけれども、各地区の予算も厳しいということをおっしゃいました。川棚の財政状況も決して潤沢な状況ではないということも理解しております。したがって、町ができること、地区の中でできること、そして現在どういう方法が一番いいかということ考えた場合にですね、貸出という方法が今の時点ではいいのではないかと考えているところでございます。

1 1 番 小 田 それではですね、先ほど教育委員会所有の備品をですね、貸し出しをできるというふうな答弁をいただきましたので、貸し出しに関して重ねてお尋ねをいたしますけれども、現在、その貸し出しをできる保有台数といたしますか、そういったものをお尋ねいたします。

教 育 長 今具体的に保有台数というのは、具体的な数字は把握していないんですが、後ほど答えてもよろしいでしょうか。

1 1 番 小 田 貸し出しの台数を後ほどという回答でしたけれども、だいたいの数というのは分からないんでしょうかね。たぶん、私も教育委員会所有のですね、机とかイスを各地区の公民館に貸し出し可能であるという返答が来るなということ、若干、予想しておりましたものですから、だいたいの数でも分からないんでしょうか、よろしくお願いします。

教 育 長 申し訳ありません、だいたいも分からないですけれども、たぶんですね、例えば平島の体育センターにもございますね。そして、公民館にもありますので、たぶん各地区で借りられるには十分な数があるというふうには思っているところでございます。

1 1 番 小 田 数がはっきりしないので、例えばですよ、貸し出し可能な台

数をですよ、表明されまして、各地区からですよ、要望が多かったと、貸し出しができる台数よりもかなり多くの要望が来たという場合には、どのような対応がとれるんでしょうか。

教 育 長 今ある中で対応するという以外にはできないんですよ。それはご理解いただきたいと思います。そして、今現在ですね、たぶん各地区から借りるといふ、そういう状態はあまり起きていないんじゃないかと思うんですが、今の段階で私は出てきても対応できる分はあるんじゃないかなと予測しているところでございます。

1 1 番 小 田 このイスに座っての会議というのはですね、私の聞く範囲では、各地区今ある低い足のテーブルをですね、下の足の部分を換えて対応されている地区もございます。というのは、テーブル一台を購入するよりも、部品を交換して高足にするということに対応されているような地区もありますけれども、そういった場合にも補助の対象ということでは考えていただけないんでしょうか。

教 育 長 今の時点では、補助の対象とは考えておりません。ただしですね、今後、たぶん今回初めて貸し出しということには言及したと思うんですよ。そういった中で、もう一つですね、もし必要であればですね、総代会あたりでも要望を受け付けておりますのでですね、そこらあたりでも要望が出てくる可能性もございます。そういう状況を考えながらの検討はしていかなければいけないかも分からないなとは思いますが、ただ、今の時点で補助をするという考えはございません。

1 1 番 小 田 今の答弁によりますと、今以上の総代会あたりからの要望がもっともっと強く上がってくれば、今のところ補助としては考えはないということですが、考えていく余地があるというふうにも捉えさせてもらってよろしいんでしょうか。

教 育 長 現時点の答えで答弁させていただきます。現時点では、補助の考えはございません。

1 1 番 小 田 それでは貸し出しの方にちょっと再度質問をさせていただきますけれども、借りる場合ですね、長期間と言いますか、契約などを交わさなければいけないんだらうと思っておりますけれども、それを長期間と言いますか、永久にとは言いませんけれども、5年、10年というふうな範囲でです

よ、借りていくことは可能なんですか。

教 育 長 申し訳ありません。今貸し出しというのは、一時的な貸し出しで考えておりました、長期間の貸し出しという意味では考えておりません。

1 1 番 小 田 一時的な貸し出ししか考えていないということなんですけれども、一時的では地区としては搬入搬出大変困るんですけれども、月にですね、数回会議を持つこともございます。そのたびに借りに行き返すに行かなければいけないというふうな状況が発生するわけですよ。それで、台数もはっきりしていないということでございますけれども、ここでなかなか判断をすることはできませんけれども、例えば貸し出しをする場合をですね、少なくとも3ヵ月単位、半年、1年、そういうふうな期間を定めて貸し出しをするような対策をとっていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょう。

教 育 長 まず基本的にはですね、教育委員会として考えているのは、まず各地区でできれば準備していただきたいのは、基本的な考え方でございます。貸し出しについて、今議員の方でおっしゃいましたけれども、どういう貸し出しの方法ができるかというのは、今後検討させていただきたいと思います。期間ですね、貸し出しの期間がどれぐらいまでできるのか、今ここでこうできますということではできませんので、検討の期間をいただきたいと思っております。

1 1 番 小 田 補助はできないと、教育委員会に保有している机を貸し出しすることができるかと、台数は分からないと、貸出期間もこれから検討をいただくというふうなことで、それを承知しまして私の質問を終わります。

(1 3 : 1 7)

議 長 次に、高以良議員。

1 0 番 高 以 良 議席番号10番、高以良です。私は耕作放棄地の解消についてということで、質問をいたします。

農地は、農業生産にとって、もっとも基礎的な資源であり、食料安定供給の重要な基盤でありながら、農業者の減少や高齢化などによって、耕作放棄地が増加し、その解消が重要な課題となっているということで、国県などの指導の下に、数年前からすべての農地についての農業委員会による利用状況

調査が行われております。その調査の結果によりますと、平成26年度時点で153ヘクタールの農地が再生利用が困難な農地と判定をされております。耕作放棄地は、病虫害の発生源や有害鳥獣の住処となり、また、排水路の管理などで支障が出るなど、周辺の農地に影響を及ぼしております。さらに、景観や国土の保全など、農地の多面的機能の維持の面でも大きな問題となっております。そこで、耕作放棄地の解消に向けた取り組みについてお尋ねをします。

まず一つ目、耕作放棄地の解消に向けて、どのように対応しようとしているのか。町の基本方針と具体的方策についてお尋ねします。

二つ目、耕作放棄地の解消を進めていく上では、耕作放棄地を利用可能な状態に復旧した後に、どのように利用していくのかということについての計画が立たなければ、なかなか解消には結びつかないということになりますので、周囲に影響があるから解消してくださいと口で言うだけでなく、どのような利用が考えられるかということについて、作物名なども具体的に示しながらの指導、助言も併せて行う必要があるのではないかと思います。そのような意味から、また併せて今後の新たな耕作放棄地の発生を抑えるためにも、地域に合った新規作物の導入ということも大事なことであると思います。新規作物の導入については、関係機関も一緒になって調査研究をしているということを聞いたことがあります。検討の結果などについては、個々の農家にまではなかなか伝わっていないのではないかと思います。どのような状況になっているのかお尋ねします。

三つ目、耕作放棄地となっている農地のほとんどは、一枚の圃場の面積が狭かったり、段々畑の状態であったりして、農地としての利用がしにくい状況にあると思われまますので、障害物の除去や整地などの耕作放棄地の再生と併せて行う基盤整備に対する支援があれば耕作放棄地の解消を進めるうえで効果があるのではないかと思います。耕作放棄地の再生利用のための基盤整備については、その面積が10アール以上であることを条件に、国が50%、県が30%、町が15%を補助するかたちで支援があるようですが、しかし、10アール以上という条件を満たすことが難しい場合があるのではないかと思います。そこで、耕作放棄地の解消のための農家の取組みに対して、国や県が示している条件を満たすことができない場合でも、町単独の

補助をしたり、また、基盤整備に対しては国県の補助が受けられる場合に、町が上積みをする事になっている15%をさらに引き上げるなど、耕作放棄地の解消に取り組む農家の負担を軽くするための補助事業を実施できないかお尋ねします。以上、三点についてお尋ねいたします。

町 長 高以良議員の耕作放棄地の解消についてのご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の発生は、農家の高齢化、鳥獣被害による耕作意欲への減退、後継者の不在、転出等による地主の不在など、複数の原因によるものであると、このように考えられます。

耕作放棄地は、山間部の樹園地及び畑が主であり、その面積は農業委員会の調査によりますと、先ほど議員がおっしゃったように153ヘクタールであり、農地面積の約26%にあたります。

現在、本町では第5次川棚町総合計画の後期基本計画において、耕作放棄地の解消に向けての基本方針を定めておりますが、基本的には農地の所有者において、耕作放棄地の解消を行うことが責務と考えております。そういった中で、具体的な方策といたしましては、農業委員会において、農地利用状況調査による現地確認を行い、再生可能な農地をA分類として、所有者等へ解消に向けての指導や、今後の農地の利用方法についての意識、意向確認が行われており、耕作放棄地の解消に向けて努力をされておられます。また、再生困難な農地をB分類とし、本年度は農地に該当しない旨の通知である非農地通知を発送し、農地としての取り扱いをしないこととされておられます。

本町におきましては、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度を活用し、地域の共同活動による耕作放棄地の解消や農地の維持管理を行っていただいております。今後とも農業委員会と連携し、耕作放棄地の解消を含めた農業振興方策を構築していきたいと、このように考えております。

次に②の新規作物の導入等についての調査、研究はなされているかのご質問でありますけれども、平成23年度から小串地区においては、農山村活性化支援事業に取り組み、平成24年度には数種類の果樹の苗木による試験栽培を実施されております。現時点においては、収穫できるものはわずかであり、まだ結論は出ておりませんが、今後の試験結果が良い方向であれ

ば、植栽振興種子として振興していけるのではないかと、このように考えております。また、JAの部会との協議や、青果市場を訪問し、関係者との協議を行い、どのような作物の栽培が適しているか、販売が可能なのか、などについての調査研究を行っているところであります。さらに、本年度においては、新規品目等チャレンジ農業支援事業を活用し、五反田地区でキャベツの試験栽培を実施されております。試験栽培の結果が良ければ、他の地域へも情報提供を行い、振興していきたいと考えております。

次に、耕作放棄地解消のための補助事業を実施する考えはないかのご質問にお答えいたします。

補助事業につきましては、先ほど最初の質問で説明、答弁いたしました中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払事業が実施をされております。前者が13地区、後者が8地区実施をされているようであります。さらに耕作放棄地再生利用緊急対策事業に新谷地区の農家が取り組まれ、一部の耕作放棄地の解消がなされております。耕作放棄地の拡大のスピードは、速くなってきており、現在も拡大しております。一度、耕作放棄地となりますと、その解消には多大の労力が必要であります。この対策につきましては、ご承知のとおり、特に有効な手立てを見いだせていない状況でもあります。今後とも基本的には、国県等の事業を活用しながら耕作放棄地の解消を推進していきたいと考えておりますので、町単独事業での補助事業は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

10番高以良 まず一つ目ですが、農業委員会の調査の結果でA分類、あるいはB分類に区分けをしており、それぞれに応じた対応をしているということではありますが、なかなか末端の農家までは、耕作放棄地の解消に関しての機運が盛り上がっていないというような気がしております。もっと農協当たりの協力はもちろんあってはおるんでしょうけれども、関係機関一体となつてですね、さらに耕作放棄地の解消の機運を盛り上げるための、そういう取り組みを強めていく必要があるのではないかと感じておりますが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

町長 お答えいたします。確かに議員がおっしゃるような機運を盛り上げるということは大事でありますので、私も行政といたしましては、

常々そういう姿勢で臨んでおります。また、農業委員会におきましても先ほど言いましたように、調査を行いまして、そして耕作放棄地として捉えられるものについては、農家の方に指導助言等を行っていただいているところがあります。やはり、盛り上がらないということにつきましては、冒頭申しましたように、後継者の不在であるとか、地主そのものがいらっしゃらないということから、そういう状況になっているのではないかと思います。基本的には、やはり農家の方、地主の方々が耕作放棄地の解消に努めていただくということが一番の基本ではないかと、このように思います。以上です。

10番高以良 耕作放棄地の解消の一番努力すべき人は土地の所有者であるというふうには思いますが、やはりですね、何とかしたいと思ってもなかなか思ったようにできないという部分もありますのでですね、機運を盛り上げるために、いろいろされているんでしょうけれども、例えばですよ、具体的な話になりますが、地区別の農家との座談会とか、そういったことについてもできていけば、さらに一段と機運もできていくのではないかと考えておりますが、そこらへんの取組みについては考えられないでしょうか。今の座談会などについては、今のところ開催もされていないのではないかと思いますので、そのことについてお尋ねいたします。

町長 お答えします。機運を盛り上げるために、具体的に地区別の農家との座談会を開催してはどうかということでもありますけれども、それも一つの有効な方法ではないかというふうに思います。ただ、年に2回ほど実行組合長さんにお集まりいただきまして、そして協議をする場がありますけれども、そういった機会を捉えて耕作放棄地についての機運を盛り上げるための議題を設けるということも、一つの体ではないかというふうに今考えているところでもあります。いずれにいたしましても、本町の農業振興を図る上においては、耕作放棄地の解消を図ることが大きな課題でもありますので、今後そういったことができるかどうかの判断はしていきたいと思っております。以上でございます。

10番高以良 最初の町長の答弁の中に、A分類、B分類されて、B分類の土地については非農地の通知を出したという答弁がありました。私自身もその非農地通知を受け取った者の一人ではありますが、なかなか実際通知をもらっても解決できない、どうしようかと悩んでいるところでもあります。私は

ですね、農業委員会が非農地通知を出しておりますが、その非農地通知を出した後は、耕作放棄地については農地から除外をされます。そのために結果的にはその分だけ放棄地の面積は少なくなると思いますが、ただそれは書類上のことだけでですね、実際の農地の状況というのは、非農地通知が出される前も出された後も現地の状況はまったく変わることはないと思っております。そういうことを考えれば、本当の意味での耕作放棄地の解消にはなっていないのではないかと思っております。農地として利用して、農産物の生産が可能な状態にするということが耕作放棄地の解消の本来の目的であるはずですが、農業委員会が非農地通知を出すということを私は否定するわけではありませんが、そのことで耕作放棄地の解消ができたとして、そういう考え方をすることには疑問がありますが、そのことについては町長としてはどのようにお考えでしょうか。

町長 お答えいたします。ただいま議員が発言された農地分類についての調査は、これは農業委員会が行っておりまして、私が答弁する立場ではありませんので、もしそういった質問があれば、今日は農業委員会長に通告をしてもらえば大変良かったのではないかと思います。従いまして、この農業委員会がされている事業についての効果について縷々発言がりましたが、私の方からは答える立場ではありませんので失礼をいたします。

10番高以良 非農地通知の処理については、あるいはそういう取組みについては農業委員会がされていることではありますけれども、町長としての考えを現在お尋ねをしたというつもりでおりますが、それについてもお答えできないということでしょうか。

町長 お答えします。耕作放棄地の解消を図るために、農業委員会が調査されて、そしてA分類に分類した農地については、耕作放棄地を解消するようという指導等もなされておりますので、有効な事業ではないかと、町長としてはそのように評価をいたしております。

10番高以良 非農地通知を受け取った後ですね、地目変更の手続きをしなければ、まだ農地として残りますので、農地法の適用を受けるということとなりますが、その適用を受けないようにするためには、地目変更の登記をする必要があります。ただ、地目変更の登記をするには、それなりのいろいろな手数料、その他、金がかかるということになりますし、また地目変更の登記

をしなくても別に罰則はないということでもありますので、非農地通知を受け取った農家としては、金をかけてまでは地目変更の登記まではしたくないというふうに考えておられるのが本当のところじゃないかなと思います。ただ一方では、最近の話では、耕作放棄地となった農地には、農地の固定資産税については、1.8倍ぐらいに引き上げるべきではないかというふうな話もあっているようであります。非農地通知を受け取った農家のみなさんは結局は地目変更登記をするにしても、そのままにしておくにしても一定の負担がかかってくるということで、どうしようかというふうに悩んでおられるのではないかなと思います。

耕作放棄地が増えた要因の一つにですね、米とかみかんの生産調整に協力をしていただいた結果、周辺部の農地から徐々に荒れていったということもあると思いますので、先ほども言いましたが、町長の答弁にもありましたが、どうするか決めるのは耕作放棄地を解消するのは農家自身の責任でありますけれども、そういう状況であるということも分かってもらったうえでですね、農家に対する親切な対応をお願いしたいと思います。

次にですね、二つ目の質問についてですが、新規作物の導入については、いろいろと取組みをしているということでございました。ただあの、今検討されているのは、具体的には小串の方で何種類かでしたね、キャベツとかつというの五反田の方で試作が行われているというようなことでもありました。ただ、耕作放棄地となった要因の一つには、イノシシとか有害鳥獣によって作物の作付けが困難になったということもあると思います。それから、兼業とか高齢化のために農地に十分手を入れることができないということで、耕作放棄地になったというのも相当あるのではないかなと思いますが、兼業とか、あるいは高齢の農家であっても、そう手がかからずに栽培が容易でかつある程度の収入が見込めるような作物があれば、新たな耕作放棄地の発生を防ぐ意味でも効果があるのではないかなというふうに思っております。そういう視点からの調査研究というのをしているのかどうかお尋ねします。

町長 たくさんおっしゃいましたので、答弁するのも大変ですけれども、まず、最終的には兼業農家や高齢者でも耕作ができるような作物を開発すべきだというふうなご提言ではなかったかと思いますが、高以良

議員もご承知のように、役場の職員には、そういった専門職はおりません。従いまして、これらの事業については、主には県の改良普及センターで担当いたしております。そういったことで、振興作物等々の開発については、改良普及センターとか、あるいはJ Aとか、そういった協議の場がございますので、その中で検討してまいりたいと思います。

10番高以良 新規作物に関して、次の3つ目の質問にも少しまたがることでありますけれども、例えば、農家が自主的に新たな作物について試験的に作付けをしたいというような場合に、一定の条件を付けた上で、条件を満たす場合には試験的な取組みについて、例えば種子代とか、苗代の助成とか、そういうものは考えられないでしょうか。

町長 お答えいたします。今、農家が自主的に試験的に取り組みをしたいという方についての助成はどうかという話でありましたけれども、基本的にはそういった積極的に新規作物に取り組んでいらっしゃる農家もあるようですので、そういった農家がいらっしゃれば、ぜひ町の方に申し出をしていただいて、県やあるいはJ Aと協議をしながら、振興作物として果たして効果が期待できるのか、そういった相談をしながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

10番高以良 3つ目の質問ですが、国とか県の事業を活用しながら対応していきたいということで、町単独での助成は特には考えていないという答弁であったというふうに思いますが、国とか県の補助に乗ればいいんでしょうけれども、条件を満たすことができないところもあるんじゃないかと思えます。そこで、具体的な話になりますが、耕作放棄地を再生利用するにもですね、ワイヤーメッシュや電気柵の設置をしないままでは、イノシシなどによる被害を受ける恐れがあると、そういうところも多いというふうに思えます。そこで、耕作放棄地を復旧した後に、ワイヤーメッシュとか電気柵を設置する場合に、現在も国県の補助に併せて町の補助もあって、2分の1ぐらい町が補助されているものもあるようですが、その町の補助率の上積みというものはできないかですね、そこらへんについてお尋ねしたいと思います。

町長 お答えします。今、耕作放棄地解消のための事業をいくつかしているということで13地区と8地区の取組みを先ほど紹介しましたが、それ以外の事業を取組んだ場合とおっしゃったのか、あるいはその事業を取

組むために補助率の上積みをとおっしゃったのか、もう一度再質問をお願いいたします。

10番高以良 町長の最初の答弁では、中山間地域の直接支払事業が13地区、多面的機能支払が8地区という、そういう事業をされているということでしたが、それは特に耕作放棄地の解消に限っての話ではないと思います。耕作放棄地の取組みも、もちろんされておるのかもしれませんが、それとは別にですね、国県の助成の対象にならない場合でも、町の単独で新たに補助をすとか、現在あるものについての助成の補助率の上積みをするとか、そういうことができないかというふうな質問であります。

町長 お答えします。国県の補助の対象にならないものについて、町で補助をする考えはないかというような質問でありますけれども、あまりにも漠然としている質問であり、答えようがありません。再度、質問をお願いいたします。

10番高以良 具体的には先ほど言いましたように、ワイヤーメッシュとか、電気柵とか、それは国県の補助もあるようですが、国県の補助の対象から漏れるものもあると思います。そういったものについての助成ですね、一部は町の2分の1というのがあるようですが、2分の1をさらに3分の2とかということができないかということであります。

町長 あの、高以良議員の質問の趣旨はですよ、耕作放棄地を解消するために町はどのように努力をしているのかというご質問でしょ。ワイヤーメッシュについては、イノシシの防ぐための施設ですね、どうつながるんですかね。

国の補助で昨年度10分の10の補助で、一昨年もそうでしたけれどもワイヤーメッシュをいたしました。そのまた中に、ワイヤーメッシュをしたいという方については、町が2分の1の補助をして実施をしていただいております。それ以外にワイヤーメッシュをしたいという方がいらっしゃいましたら、それは担当の方に直にご相談をしていただければいいのではないかと思います。できるところ、できないところ、それぞれあると思います。ただ、耕作放棄地を解消するためにじゃなくして、ワイヤーメッシュについては、イノシシの被害から農地を守るというための補助事業だと思いますので、例えばというところの例えばがよく分かりませんが、関連付けて質問を

お願いします。

10番高以良 私の質問がちょっとまずいかもしれませんが、私が言いたいのはですね、耕作放棄地を解消しても、それだけではイノシシの被害がまた出てくる恐れがあると。だから耕作放棄地を解消したところに新たにワイヤーメッシュを設置したいという部分があれば、そこに今の2分の1以上の、例えば3分の2とかですね、そういった助成ができないかということがあります。

町長 大変失礼しました。やっと分かりました。

耕作放棄地を解消したが、そのままではまたイノシシの被害があって、また耕作放棄地になる可能性がある。だからそこにワイヤーメッシュをという話のようでございますけれども、これについては、いわゆる国県の補助事業にならなければ、どうした方法があるのか、せつかく耕作放棄地を解消していただきましたので、今後その対策については検討してまいりたいと思います。以上でございます。

10番高以良 私が思っていた希望するような回答はなかなか得ることができませんでしたがけれども、町の補助事業も実施しながらですね、町としても応援をしますよと、そういう姿勢を見せることも耕作放棄地を解消する上では必要ではないかなと思います。

耕作放棄地というのは、最初に申しましたように、単に荒れた土地をなくすということではなくてですね、景観の保持とか、国土の保全とか、農地の持つ多面的機能の維持、そういった面からも非常に大事なことでありますので、町としても最大限の取組みをする必要があるのではないかと思います。そういうことを訴えて質問を終わります。

(13:54)

議長 ここで、しばらく休憩いたします。

(13:54)

(…休憩…)

(14:10)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 次に、波戸勇則議員。

8 番 波 戸 8 番、波戸勇則です。通告文に従い教育長へ質問します。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれています。しかし近年、家庭及び地域社会における子どもの社会性育成機能の低下や、少子化の進展が見込まれること等を背景として、小学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕著化することが懸念されております。平成27年1月27日付で文部科学省から各県教育長などの関係機関に対し、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きを作成した旨の通知がなされております。法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校共に12学級以上18学級以下が標準とされていますが、地域の実態その他の特別な事情があるときはこの限りではないという弾力的なものになっております。今回の手引きでは、学校規模の適正化としてクラス替えができるかどうかを判断基準に、小学校では6学級以下、中学校では3学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討する必要がある。また、学校の適正配置として、小学校4キロ以内、中学校で6キロ以内という基準は引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は、おおむね1時間以内を目安とする基準が加えられました。

ここ数年の出生数をみると、5年後、10年後の児童数が予測できます。小学校の統廃合または校区の再編という課題は、大変デリケートかつ困難な問題であり、地域の様々な事情を総合的に考慮しなければなりません。この通知を受けて、将来を見据え児童の保護者、就学前の子どもの保護者や地域住民等を交え、小学校の統廃合、または校区の再編を再検討する時期ではないかと考え、次の点についてお尋ねいたします。

1、学校の適正規模、適正配置について、現在の3小学校の状況をどのように考えているのか。

2、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きの策定についての通知に対する教育委員会の取組みは。

3、小学校の統廃合または校区の再編について、検討委員会などを設置する考えはないか。以上、三点についてお尋ねします。

教 育 長 波戸議員の質問にお答えします。

最初に、教育委員会としての学校の適正規模と適正配置についての考え方を延べた後に、議員の3つの質問に答えさせていただきます。

学校の適正規模については、学校教育基本法施行規則第41条で、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を基本とする。ただし、地域の実態、その他の事情があるときはこの限りではない。」と定めているところです。議員が言われましたように、さらに国は平成27年1月に公立小学校、中学校の適正規模、適正配置に関する手引きを出し、この基準に満たないケースについての取り扱い等を示したわけではありますが、県の考え方は、「都市部においてはクラス替えのできる児童生徒数となる学校規模で国の基準と同じ規模が望ましい。郡部においては、複式学級を解消することができると小学校6学級以上とすることが望ましい。」としているところでございます。

県の考え方を参考として、川棚町教育委員会では、本町の小学校の適正規模と適正配置について次のように定めています。

小学校の適正規模を複式学級を解消できる全校6学級（1学年1学級）以上とすることが望ましい。

適正配置（通学条件）については、国が示している小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内を基準とする。さらに学校統廃合にあたっての理由事項として、今後の未就学児数の推移に留意し、複式学級の可能性が出てきた時点で検討委員会を設置して協議していくことにしているところでございます。

次に、各質問にお答えをいたします。学校の適正規模、適正配置について、現在の3小学校の状況をどのように考えているのかということについてでございますが、現在の状況は教育委員会が考える適正規模に合致している。そのように考えているところです。

2番、公立小中学校の適正規模、適正配置に関する手引きの策定についての通知に対する町教育委員会の取組みについてお答えいたします。

町教育委員会としての適正規模、適正配置及び検討委員会の設置時期等を定めていることがその取組みに当たる。そのように考えています。

3番、小学校の統廃合または校区の再編について検討委員会などを設置す

る考えはないかということについてお答えいたします。

今年9月30日現在の各小学校の校區別0歳児数を見ても、複式学級を編成する状況にはなく、検討委員会を設置する状況ではないと、そのように考えているところです。以上、答弁とさせていただきます。

8 番 波 戸 一番目の質問に対してなんですけれども、今教育委員会の考え方としては合致しているという判断でございますけれども、現在の3小学校の児童数を見ますと、児童数が極端に差がありすぎると思うんですけれども、単に数合わせをしてくださいというわけではないんですが、今後に向けて何らかの対策なり方向性を考える時期ではないかと感じますが、どうお考えでしょうか。

教 育 長 まず、議員がおっしゃる質問の中身がですね、具体的にどういうことをおっしゃっているのかというのが、私がよく理解できないんですね。そこのところをもう少し詳しく言ってもらえませんか。

8 番 波 戸 教育長の答弁の中で複式学級にならない状況、1学年1クラス以上あればいいということだったんですが、石木小学校の児童数が他の小学校、川棚小学校に比べますと極端に少ないように私は思っております。そこで、どうこうせよという感じではないんですけれども、極端に児童数が少ないのを何とか解消しようとか、そういう考えはないのかということをお尋ねしております。

教 育 長 結論から申し上げますと、今校区の変更以外に考えられないですね、それを調整することは。校区の変更とかを考えてはおりません。なぜかと言いますと、子どもたちの教育にとって大事なものは、まずは家庭教育がありますね。学校教育、あるいは保育園、幼稚園での教育がありますね。もう一つは地域の教育ですね。要するに、地域がしっかりした中で子どもを育てていくという考えを持っています。したがって、一時、校区の自由化とかありましたけれども、あれは子どもを育てる地域、これがやっぱりしっかりしていないとうことで消えていったんじゃないかと。私はあれは適当ではないと思っているんですね。そういう考えもあって、現在、校区の変更とかを考える気持ちはありません。

8 番 波 戸 現在のところは考えはないということなんですけれども、今後、今年の3月に出されました川棚町子ども子育て支援計画の中で、平成21年度

以降が子どもの出生数が120人を切っている状況が5年間続いています。この子どもたちが今から各小学校へ入ってくる時期なんですけど、今の中学生とかと比べると20人から40人少ない現状があるんですね。この場合、この現状を考えたときに、さらに子どもの数が減るんじゃないかという予測を立てられると思うんですが、そこで今すぐするんじゃなくて、5年後、10年後を見据えて、検討委員会などを立ち上げる提案をさせてもらっているんですけども、そこらへんの考え方はいかがでしょうか。

教 育 長 先ほど申しあげましたように、複式学級は避けたいという思いがあるんですね。したがって、だいたい5年前ぐらいには確実に分かります。その状況を見て検討委員会を立ち上げようと、それが教育委員会の考え方でございます。その考え方を今変更する考えはございません。

8 番 波 戸 先日もらいました川棚町第5次総合計画の中でも、3小学校とも耐震化が終わって、補修しながら使っていくということでもありますので、統合の方はまずこの5年間はないのかなと思うんですが、一つの小学校を考えてみますと、本当に1学年の児童数が少なく、他の学校と比べますと児童間の交流、いろんな行事をする場合においては不自由があるのかなと想像ができるんですが、先ほど通学路のおおむねの小学校が4キロという話がありましたけれども、例えば、川棚警察の横の交差点から石木小学校まで、車で測ったんですけども約2キロ弱だったので、ここまでを見ると、ここまでの校区は再編できるような感じがして、そこを石木小学校校区に入れ込むとか、そういう検討をする検討委員会を立ち上げることはできないかと思うんですが、今後5年、10年先を見ていかがでしょうか。

教 育 長 先ほど申しあげましたように、校区の変更とか、そこらあたりを考える気持ちはございません。

そして、もう一つですね、校区の変更というのは、議員がおっしゃいましたようにものすごくデリケートなことなんですよね。したがって教育委員会の方からそういったことを提案して、果たして、かえって混乱を招くことの方が大きいんじゃないかというふうに感じます。教育委員会として校区の変更とか、例えば地域の方からですね、ぜひ校区の変更をしてくれと。そういうことがあればまた別ですよ。教育委員会の方からそういったことをする気持ちはございません。

8 番 波 戸 まず、公立学校の設置の在り方を最終的に判断するのは学校設置者であり市町村にありますので、教育委員会がそのように考えていないことは地域から上げてくださいということなんでしょうけれども、本町の子どもたちを健やかに育ていくための最善の選択につなげるべきだと思うんですね。今出生数が100人から120人を切る状態のときに、今後石木小学校の子どもたちの入学数が複式学級にはならずとも、本当に少ない数になりそうとき、それを見越した検討委員会というのは、やはり考えられないでしょうか。

教 育 長 具体的にどういう状況の時に波戸議員が検討委員会を立ち上げてほしいとおっしゃっているのかというのがよく分からないですね。今教育委員会では、具体的に複式学級が入るのは避けたいですよと、だからその時点で検討委員会を立ち上げますよと、それは5年前にははっきり分かるわけですね。そう言っているわけです。じゃあ、僕が言っていることと、波戸議員がおっしゃることのどこが違うのかというのが、よく理解できません。そこをもう少し具体的に。なぜそれではダメなのかというところが理解できません。

8 番 波 戸 何度も繰り返しになりますけれども、ここ5年間、21年度以降ですね、120人を切っている状況、極端な話をしますと、120人を切っている状態ですと、これから小学校に入学してくる年代になるんですよ21年度以降というのが、それを単純に学年に応じて、現在30人学級、35人学級とかにされておりますけれども、単純に40人学級で計算しますと、本町全体で各学年で3クラスあれば足りるような状況になる状況でございます。5年後にですね。しかしながら、この一小学校というのは本町にはふさわしくないと私は思うんですけれども、ここは私が決めることではございませんが、そういうことを考えたときに、やはり5年後は分かるかもしれません。今後10年後、そのときに5年後にしますよというのを立ち上げるなら、なるべく早く立ち上げないと地域、その他を巻き込む必要があるんじゃないかと思うんですよね、この問題は。だから、なるべく早く立ち上げていただけないかということで、お話をさせてもらっています。

教 育 長 私は5年前に分かりますので、5年前に立ち上げて、どういうふうにやっていくかというのは十分間に合うと、そのように考えていると

ころでございます。ここは認識の違いかも知れません。

8 番 波 戸 このままいってもずっと平行線になるかと思いますので、終わらせていただきます。

(1 4 : 2 6)

議 長 次に、三岳昇議員。

3 番 三 岳 3番、三岳昇でございます。私は、生きいきタクシー助成事業の見直しについて町長にお尋ねをしたいと思えます。

生きいきタクシー助成事業は、高齢者にやさしい町づくりの一環で、また公共交通を補完するものとして2年余りが経過しており、平成26年7月から平成27年6月の交付状況は、対象者1,836人のうち1,036人に交付をされ、交付率56%となっております。また、交付枚数は2万4,864枚で、そのうち1万7,286枚が使用され、使用率69%となっております。対象者全体の使用状況は39%余りの実績となっております。

そこで一つ目に、この結果をどのように検証、評価しているのか。

二つ目、この事業については、75歳以上の方が対象で、町県民税の所得割が課税されている場合は除外されております。その数は2,340人のうち504人が除外対象者となっております。地域公共交通システムの一環であれば、75歳以上の方全員を対象とする考えはないかお尋ねします。

三点目、地域間の格差の解消としまして、中心部からの距離による交付枚数とする考えはないかお尋ねをいたします。以上です。

町 長 三岳議員の生きいきタクシー助成事業の見直しについてのご質問にお答えいたします。

生きいきタクシー助成は、平成25年度から開始した事業であり、町内に在住の年齢75歳以上で、町県民税の所得割がかかっていない方を対象にして、1枚450円、24枚つづりの利用券を交付し、1回につき1枚ご利用いただくものであり、地域公共交通システムを補うものとして創設をしたものでございます。

まず、第一点目のどのように検証、評価しているのかというご質問についてであります。使用された利用券については、毎月データとしてとりまとめ、地域別や年齢別に交付状況及び利用状況について整理し、分析を行っており、そうした実績は役場組織内の関係課で構成する生活交通維持対策協議

会において検証をしているところであります。平成25年度と平成26年度の検証の結果、交付件数は50.39%から56.43%に6.04%伸びており、使用状況についても9.4%の伸びを示しており、制度創設3年目になりますが、制度自体の浸透は図られており、制度として認知度も高まり、高齢者の方の外出を支援し、社会活動の範囲を広めることに一定の成果があると、このように評価を行ったところであります。

二点目の75歳以上の方全員を対象とするよう見直す考えはないかとのご質問であります。この活きいきタクシー助成事業において、町県民税の所得割が課されている方を対象から除外したのは、この制度を構築するにあたって、生活交通維持対策協議会において協議を行い、十分議論を重ねてきたところでもあります。制度設計においても、モデルとして島原市などの制度において同様の課税要件があったこと、重度心身障害者福祉タクシー助成制度においても、こちらは所得税であります。課税要件があること。あるいは、本町の厳しい財政状況の面からなど、様々な方向から検討した結果、課税要件を入れるべきとの結論に達したものであります。課税要件を撤廃するというので、見直しをもし行うとした場合には、まずそのことによる財政負担の増加を比較考慮する必要が生じてまいります。単純試算を行った場合、約380万円の事業費が増額になるものと思われ。また、社人研、国立社会保障人口問題研究所の試算した本町の75歳以上の人口は、5年後の平成32年には8%増、10年後の平成37年には現在よりも23%増加するとの試算であり、そういった将来負担を考えた場合、またさらにこうした給付事業は、いったん拡大すると縮小することは大変困難であるといったことを考えた場合、残念ながらそのような財政的余裕がないのが現状であります。従って、こうした本町の財政状況が改善されない限り、課税要件の見直しは難しいと判断いたしております。

三点目の地域間格差の解消として、中心部から距離による交付枚数とする考えはないかという点につきましては、例えば中心部の距離を定義する場合、それを直線距離で行うのか、一般的な道路距離で行うのか、また、区域の線引きをどのように行うのか、交付枚数ごとの程度は。あるいは何段階程度差をつけるのか。鉄道やバス路線の有無は勘案しなくてよいのかといったように、いろいろな考え方が出てまいります。このようないろんな

要素を調整し、制度化することは実務上困難であります。また、無理に制度化しても、道一本隔てて交付枚数が異なるといった混乱が生じかねないと考えられますので、ご提言いただいたような距離による交付枚数とする見直しを行う考えはありません。活きいきタクシー助成事業は、現行のまま継続したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

3 番 三 岳 まず最初にお尋ねをしたいのはですね、この活きいきタクシー助成事業についてはですね、平成25年の町長の予算説明の中でですね、公共交通を補完するという表現だったわけですね。平成26年になりますとですね、これは公共交通の一環ですと。今年27年度になりますと高齢者にやさしい町づくりの一環という、表現がこう変わってきておりましたね、私はこの活きいきタクシー助成事業についてはですね、これはもう福祉タクシーなのかという捉え方をしているんですが、これはあくまでも公共交通の一環という捉え方でよろしいんですか。

町 長 お答えします。この制度がどういう位置づけをしているのかということのご質問だと思いますが、まず最初に言われましたこの制度は、公共交通システムを補完する制度であるという説明をしたということにつきましては、実は、これは本会議か一般質問、たぶん本会議だったと思いますけれども、補完というのは、いわゆるその制度を補って完全なものにするという意味ではないかのご質問がございましたので、それはまったくそのとおりだということで、言葉の使い方を間違っておりましたので、これは訂正をし、そして地域公共交通システムを補う制度であると、このように訂正をいたしております。そのことをまずご理解いただきたいと思います。

それから、この制度は、まずそういったことで本来は地域公共交通システムを構築したかったわけでございますけれども、川棚町の状況から判断して、どうしてもそれが構築できない結果になりましたので、それを補うための制度として考えました。そしてその中には、福祉タクシーという、いわゆる高齢者の外出の機会を助成すると、支援するという意味の福祉タクシーという捉え方もいたしておりますので、ぜひそのことはご理解いただきたいと思います。

3 番 三 岳 であればですね、今回、私の質問というのは、公共交通を補うという表現が今町長からありましたが、そのような補うことであれば公共

交通ということで捉えていけば、この75歳の方のですね、いわゆる所得割が課税されている方を線引きで除外するというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなという気がしております。ただこれは福祉タクシーですよということになればですね、また話が違ってくると。そこはやっぱり公共交通を補うという部分があるという捉え方でよろしいんですか。

町長 さっき答弁したとおりでございます。

3 番 三 岳 というのがですね、私、この75歳以上の所得割がかかっている方というのは、いわゆる納税をされているわけですね。そしてなおかつですね、川棚町民であって、その住民サービスでいわゆる平等でない。この平等でないという表現はですね、実は11月の頭にですね、議会報告会を4地区でいたしました。そこのある地区でですね、所得割がかかっている人がもらえないのは不平等じゃないかという質問がございました。そこで、同じ町民で75歳以上で、なぜ所得割がかかっているというだけで恩恵にあずかれないのかという疑問が町民の方でも持っていらっしゃる方がおられるわけですね。その点は町長はどのように受け止められますか。

町長 先ほども言いましたように、公共交通システムを補う制度、または福祉タクシーとしての性格、そういったものを含めてこの制度を構築しておりますので、議員がおっしゃるように町民全体に交付することにすれば、それは一番ベストであるわけですがけれども、問題は財源のこともあります。従いまして、そういった制度を構築する場合には、やはり何かで基準を設けなければいけません。そういったときに、やはり所得税の課税要件等々が出てくるわけでありまして、そういったものを勘案しながらこの制度を構築しているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

3 番 三 岳 同じですね、75歳以上の町民であって、住民サービスを受けられる方と受けられない方が、そこで所得割がかかっているだけで線引きをされているわけですね。そのことが議会報告会の中で出てきたんだと思うんですね。私は、例えば公共交通であればですね、そのバスとかですよ、鉄道、そういったものを使うときには目的地までの料金というのは、例えば子どもは別にしてですね、大人はどなたも同じ料金なんですね。そこで所得割がかかっているから高いんですよ、安いんですよというのはないんですよ。公共交通と、その一環と、補うものだというのであればですね、そこ

で公平さが欠けてくるという捉え方ができるんじゃないかと思うんですね。その点は町長はどのように捉えますか。

町長 お答えします。公共交通システムを利用した場合は、どなたも同じ料金で利用することができるというような発言がありましたけれども、そうとは限っていないと思います。やはり遠くに行く場合には高い料金を払っていらっしゃるし、近くの場合は安い料金で利用されているのが現状ではないかと思います。

3 番 三 岳 町長今言ったのは、私は距離の問題じゃなくてですね、例えば、川棚から佐世保までと、同じ区間に行く場合のことを言っているわけですね。それは例えば東京に行こうとしたときには、それなりの料金を払わなければいかんと、しかし、同じところに行くのにですよ、片一方は所得割がかかっていると、片一方かかっていないという状況の中であってもですね、同じ料金なんですよ。そういう捉え方でどういうふうに町長は受け止められますか。

町長 お答えします。今の発言は、まともに受けていいんですね。

3番目の質問と全く趣旨が異なってきますけど、今の質問はいいですか。

やっぱりこれは、支援事業、助成事業でありますので、所得がある方に対しては、いわゆる我慢をしてもらおうと、そして、所得が少ない人に支援をするというのが、これが福祉行政の原点でありますので、公共交通システムを補うシステムではありますけれども、福祉制度としての色合いもありますので、財源の問題もあるから、このような制度を構築したところであります。以上であります。

3 番 三 岳 ちょっと横道にそれで3番目という捉え方を町長はされましたけれども、実はですね、この交付率ですよ、要するに該当者から500人余りが除外されるわけですね、所得割の関係で。そうしますとですね、あとまた交付枚数等を見てですね、使用状況を見ていきますとですね、かなり少ないわけですね。対象者全体で40%ぐらいの実績にしかないということですよ。非常にこれは基本料金で行ける、要するに500円以内で行けるところはですね、利用しても負担は伴わないわけですよ。例えば、500円分の利用券を持っておってですね、7キロ、8キロの方は1,500円料金がかかりますと、そうすれば500円は使えるけれども、千円は手出し

になるわけですね、そうしますとそれを往復しますとですね、2千円の手出しなんですよね、2枚使うために。例えば、買い物とか病院に行ったときに往復するのに利用券千円分がありますけれども、2千円手出しをしなければ目的を果たすことができないということになるわけですね。そうしますとですね、利用者にとって利用はするけれども、個人負担が大きいよという部分で、一番目の利用率というのがですよ、40%ぐらいに落ち込んでいるんじゃないかなという気がするんですけども、その分析はしておられますか。

町長 利用率はこの制度が浸透することによって少しずつ上がっていくものと、このように思っております。そして、利用率が低いのは個人負担が大きいから利用されないんじゃないかという質問がありましたけれども、それは全く大きな三岳議員の認識の違いではないかと思えます。ある目的があってタクシーを利用されます。そのことによって町が450円の助成をするということについては、それは利用者からは大変ありがたい制度だと、このように評価を受けているところでございます。

3番 三岳 町長、実はですね、決算には間に合わずにですね、いわゆる実績というのが、7月から6月なんです。前回の総務厚生委員会の中でですね、閉会中の調査にしておりますので実績報告を受けたわけですね。その中でですね、エリア別の利用状況というものが出ておましてね、使用率がですね、東部、西部ともに65、64%なんです。南部、中部につきましては73から75%なんです、そこで10%ぐらいの開きがあるわけですよ。だから実際、担当課の方ですよ、その中身までの分析はしておられなかった。私は先ほど言ったようなことで、使用率が悪いんだろうと判断をするわけですけども、担当課の方でそういったところまで分析をしておられて、町長はそういうことじゃないよとおっしゃいましたけれども、どのように分析をしておられるのか、お尋ねしたいと思います。

町長 分析をしているかどうかは、おそらくそこまではできないんじゃないかと思えます。ただ、私が答弁しているのは、個人負担が大きいから利用しないということではないと思えます。要するに、利用券があるから外出するんだということじゃなくして、外出するから利用券を使うということですから、今三岳議員がおっしゃったような理由にはならないと思いま

す。

3 番 三 岳 それはですね、分析をしなければ分からないということで、私の推測で言ったかもしれませんが、しかしながらですね、率がそういうふう
に結果として出ているわけですね。65%と75%という開きが出ております
ので、そこはですね、理由が様々あるかと思いますが、いずれにしても
使用率がトータルでいきますと70%しかないということははっきりしてい
るわけですね。ということは、最初に所得割が課税されている方が500人
落とされて、今度交付するときもですね、これはトータルの交付率は56%
なんです。そして、なおかつ使用率は7割ほどしかないということになり
ますとですね、総務厚生委員会の中でもおおむね好評だという担当課からの
説明があったんです。40%でおおむね好評という評価ができるのかどう
かですね、その点どうですか。

町 長 こういった制度は当時構築した時には、南島原市が先例地
ありましたので、そういったものを参考にして制度を作ったわけでありませ
けれども、そういった他市町の実施状況からすれば、おおむね川棚町の制度
は評価されているというふうに私は理解しております。そして、利用率が7
0%だということで、これは低いんじゃないかという話がありましたけれど
も、他の市町村の例を見ても決して低い数字ではありません。そして、私は
まだ75歳以上の方については、車を運転されている方もいらっしゃいます
し、あるいはまったく介護がなければ移動できない方もいらっしゃいます
ので、やはり真にタクシーが必要な方が交付申請され、そして利用されてい
ると、そのように評価しておりますので、この事業は一定の成果は上がってい
るものと、このように考えております。以上です。

3 番 三 岳 町長がそういう評価をされておればですね、私がそれはおか
しいよということも言えないわけですが、先ほどちょっと答弁の中で出てき
ておりました南島原市ですか、そこについては所得による本町と同じよう
なかたちになっているわけですね。しかし、それ以外に所得割がという部分
をとっばらっている市町もあるわけですね、そこと合わせる、とっばらっ
ているところと合わせるということでもいいんじゃないでしょうか。

町 長 お答えします。今あの、議員がおっしゃったように、長崎県
内で佐々町がこの事業が始まっておりますけれども、佐々町はそういった条

件を撤廃しております。できれば、そういうふうにした方がいいわけですが、けれども、川棚町の財政状況からすれば、当然、それは無理な話であります。その点、ご理解いただきたいと思っております。

3 番 三 岳 先ほどの答弁の中で、町長は300万円余りとおっしゃったわけですね。先ほどの500人余りをもしとっばらって、その人達にも交付するとなった場合には300万円余りの持ち出しがあるよと。しかし、これがですよ、財政が厳しいからできないんですよということなのか、例えばですね、しおさいのいきいき利用券なんかというのは、全所帯に5枚配っていらっしゃるわけですね。所得とかなんとか関係なしなんですよね。福祉タクシーという捉え方だから、所得制限をしたんだよというのは、ちょっと逆行するのかなという気がするんですが、他の事業との整合性といいますか、その点についてはいかがですか。

町 長 しおさいの湯のいきいき利用券ですか、これにつきましては議員が今おっしゃるように各世帯5枚の配布をいたしております。これは健康づくりに温泉の効果が極めて高いという話もありますので、健康づくりの一環として交付しているわけでありまして、この制度とは若干意味が違うのではないかと思います。以上、答弁とさせていただきます。

3 番 三 岳 これはなぜかと言いますとですね、町内には過去にですね、要するに路線バスというのがありまして、これが過去10年ぐらいで3路線廃止をされているわけですね。そうしますと、そこってというのは、いわゆるメインの公共交通というのはいわゆるないわけですね。例えば国道、鉄道含めて、そこには路線バスとかJRは走っているわけですね。そして波佐見の方にも路線バスは走っています。しかし、廃止されたところは、メインとなる公共交通がないわけですよ。そこってというのは、いわゆる公共交通の補完と、いわゆる補う部分ではまったくないわけですね。このタクシーというのがですね。ですから、そうしますとね、もともとあったところの補完はできていないわけですね。そこには当然、所得割を納めている方もいらっしゃるだろうし、その点の何かギャップと言いますかね、補完すると、公共交通の一環と言いつつ公共交通がないところはどうするのかという部分は当然出てくると思うんですけれども、その点はどのように受け止められておりますか。

町 長 お答えします。議員の質問は、あっち飛び、こっち飛びして

なかなか私もつかみにくいんですが、まず、今おっしゃった路線バスの廃止については、利用者がどんどん減って、そして経営が困難になってバス会社が撤退をしたと。しかし、最近高齢者が増えて、やっぱりそういった方々を支援するために全国各地で地域公共交通システムの必要性が叫ばれてきたわけでございます。そういった中で、本町におきましても生活維持交通対策協議会を立ち上げて、長年研究をしてまいりました。しかし、どうしても諸般の事情で、諸般の事情というのは、これは何回も説明してきておりますが、公共交通システムが構築できなかつた。そこで、この今の制度を公共交通システムを補う一つのものとして構築をしたわけでありまして。そのためには、やはり財政的な問題もありますし、やはり全世帯にあるいは全住民に配布をすれば一番いいんですけれども、財源の関係もありまして、所得制限を設けて、あるいは年齢制限を設けて今の制度を構築しております。そういった経過、あるいは内容、十分御認識をいただきたいと思っております。以上でございます。

3 番 三 岳 路線バスが廃止されるまではですね、本町の例えば西肥バスの赤字補てん等にかかる金額というのは約1,600万円だったわけですよ。現在ですね、この福祉タクシーが700万円、まだ残っていますバス路線の赤字補填の分で約500万円ですか、そうしますと過去1,600万円かかっていた時代に比べると、300万円ほど逆に経費削減といえますか、逆にできているという計算になるわけですよ。だから、その財源が厳しい、厳しいと町長はおっしゃいますけれども、過去に比べたら経費削減ができているという捉え方をしたときに何とか捻出ができるのではないかなという気がいたしますが、いかがですか。

町 長 そういう考えは大きな間違いでありまして、そういったいわゆる利用者が少ないのに、それだけの赤字を補てんしてきたと、そういった非効率的な事業を実施しておったので、バス会社と協議をして廃止になったのだらうと理解しております。そこにそういった財源が残っているという認識は間違いであります。

先ほど、単純に所得制限を撤廃した場合には380万円の新たな負担が生じると申し上げましたが、これは今後、高齢化人口が増えてまいりますので、その数字はどんどん伸びていくわけでありまして、今の財政状況を勘

案した場合には、大変、制度構築が難しいと、このことをぜひご理解いただきたいと思います。

3 番 三 岳 間違いでありますと、町長は断言されましたけれどもね、これは今でも波佐見の方のバスには500万円ほどの赤字補てんをしているわけですよ。それも否定されるわけですか。

町 長 現在のバス路線については、当該バス業者と協議をして、そして補てんを、助成をしておりますので、そのことにはまったく触れておりません。以上でございます。

3 番 三 岳 先ほど町長言われたですたい。人が乗っていないから廃止をして、ですよ、そのための赤字補てんというのはしないよということですよ。それを言われたわけですよ。そしたら今現在、西肥バスに助成している分については、それと同じ考え方なんですか。

町 長 お答えします。赤字路線バスに対して助成をしていた。ところがお客さんが減ってそれを廃止することになった。その結果、その補てんした財源が残っているのではないかと、それを今回の事業に回せというような趣旨のご質問だったと私は理解して答弁をしたところであります。

3 番 三 岳 すいません、横道にそれっぱなしになっておりましてですね、私は先ほどの最初の答弁においてですね、町長がそういう考えはないと。75歳以上の所得割がかかっている方というものを撤廃する考えはないとおっしゃいましたけれども、同じ川棚町に住んでいて75歳という年齢要件だけは該当されているわけですね。そうしますとですね、例えば半分の12枚とかですよ、そういったかたちですよ、年齢的には対象者なんですよ。だからその分だけでも交付しますよという考え方もお持ちじゃないんですか。

町 長 よく分からなかったんですけど、75歳以上の所得要件で除外された対象者に対して、24枚の半分の12枚を交付したらどうかというご提言ですか。現時点では考えておりません。

3 番 三 岳 実はですね、高齢ドライバーの方というのがですね、75歳になりますと免許証の返納制度があるわけですね。これは高齢者の交通事故防止ということで、警察等も進めているわけですね。そうしますとですね、それに代わるものがないと、公共交通を含めてですね、ましてや所得割がか

かっている方というのは、車に代わる足がないという状況になりますとね、なかなか免許証の返納はされないということだっ出てくると。先般のテレビの報道でですね、そういう番組があっっておりまして、なるほどなど。例えば75歳という年齢で線を引くのであればですね、おそらく徐々に車の運転をされなくなるという方が増えてくるということを考えてですね、その方達は自分たちの自費でタクシーを使いなさいということになってしまっわけですよね。そうしますと、例えば所得割がかかっけていてもですね、その半分ぐらいは住民サービスとして恩恵を受けるというのはですね、あってもいいんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

町長 考えられない制度ではないと思っますけれども、それについてとはとにかく財源の問題がありますので、そういう制度構築ができるか協議会の方で協議をさせたいと思っます。今、返納制度の話がありましたけれども、これまでこの制度を作っけて高齢者のみなさん方が自家用車でなくタクシー券を使っけて外出される機会も増えまっしたので、いわゆる交通安全対策の一環には貢献してると、このように理解いたしておっります。

3番三岳 ちょっともう時間がわき道にそれっばなしで時間がなくなってきまっましたが、最後の地域間格差ということで、再質問の中で最初に質問したんですけれども、個人負担が伴っけている部分ですよね。実は、先ほども申し上げまっましたが、議会報告会の中でもですね、いわゆる活きいきタクシーについての質問がありました。そしてですね、そういった先ほど言っました所得割の分とですね、地域によっては負担が伴うと。極端に言えまっですね、その方はくじゃく荘のバスを回してくれないかという西部地区の方がいらっしゃっったわけですね。ですから、地域間格差というのは、町長は非常に線引きが難しいと答弁されたんですよね。しかし、これは各地区ですよ、ざっっくりと言っますかね、5キロ以上とか、8キロ以上とかそういった線を引いて対応するというのはできないんですか。

町長 お答えいっます。何回も言っますけれども、制度構築は非常に難しいです。どこを中心とするんですか、まず。それから住んでる地域によって中心になるところが違っくと思うんですね。タクシーを利用する場合の目的がそれぞれ個人個人違っますから、どこを中心としてそういった制度を構築するの、まずそこからスタートとして非常に困難です。

それからくじゃく荘のバスを回せというようなご意見、それは良く聞きます。私もこれまでそういったことができないのか観光協会と協議をしてきてもおりますけれども、やっぱりこれも規制緩和がなければ大変難しい問題であります。以上、答弁といたします。

3 番 三 岳 町長がちょっと反問権というようなかたちでどこをと言われたんですけれども、これは中心部というのは、駅であるとか、商店街にしても、医療機関にしても、官公庁にしても、ほとんど中央部に集まっているわけですね。ですからそこを中心でいいんじゃないですか。例えば、地区の一番中心部から近いところが3キロありますよと。そうすれば、その地区は3キロエリアという捉え方でも、ざっくりですけれどもいいと思うんですが、これについては私に投げかけるよりですね、生活維持の対策協議会が役場の中にあるわけですから、そこにそういった450円しか補助できないというのであればですね、それに代わる公共交通システムを考えてくださいよ。その点どうなんですか。会長さんもおられますけれども、その話はされていないんですか。

町 長 例えば、中心部を栄町というふうな話もありましたけれども、栄町の方がですよ、波佐見の病院に週に1回行きたいと言っているという方が、そういう制度を作った場合にどう思われるでしょうか。そういったこともあります。それから、最後におっしゃいましたけれども、公共交通システムは諸般の事情で構築できません。そのことについては、これまで十分に説明をしてきたところでもありますので、ぜひそれはご理解をいただきたいと思います。

常に、そのことについては頭に置いて、構築に向けて考えているところがあります。ご理解をいただきたいと思います。

3 番 三 岳 もういくら言ってもちょっとそのままでしょうから、これは過去にはですね、24年度には実証運行を断念された。そして公共交通システムというのは、そういったものの兼ね合いでできないというのはですね、議会も報告を受けているわけですよ。しかし、それに代わるものが、いわゆる活きいきタクシーであるということであればですね、これに代わるものについては、より多くの人たちがですね、住民サービスを受けられると、そういう制度に構築をしていくというのは、今後も続けていくべきではない

かと思うんですね。ですから私が申し上げた地域間格差とかですね、そういったものについてはですね、今後とも非常に難しいよと、そこで終わるんじゃなくして、実際にやろうとしたときにはどうなるのかという検証をしていただきたいと思います。要望でございますけれども、私の質問はこれで終わりたいと思います。

(1 5 : 1 4)

議 _____ **長** 通告者の質問が終了いたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 5 : 1 5)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____